

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後 「土木工事共通仕様書」 目次	現行 「土木工事共通仕様書」 目次
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-5 [略]</p> <p><u>1-1-6 低入札価格調査</u></p> <p>1-1-7 ~ 1-1-14 [略]</p> <p><u>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図の取扱い</u></p> <p>1-1-16 [略]</p> <p>1-1-17 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-18 ~ 1-1-51 [略]</p> <p><u>1-1-52 法定外の労災保険の付保</u></p> <p>1-1-53 ~ 1-1-55 [略]</p> <p>1-1-56 配置技術者等の途中交代</p> <p>1-1-57 [略]</p> <p>1-1-58 現場代理人の常駐に関する取扱い</p> <p><u>1-1-59 現場代理人の兼任</u></p> <p>1-1-60 [略]</p> <p>1-1-61 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用</p> <p>1-1-62 ~ 1-1-64 [略]</p> <p><u>1-1-65 「週休2日」試行工事</u></p> <p>1-1-66 [略]</p> <p><u>1-1-67 熱中症対策に資する現場管理費の補正</u></p> <p><u>1-1-68 建設現場における「快適トイレ」設置</u></p> <p><u>1-1-69 共通仮設費率分の適切な設計変更</u></p> <p><u>1-1-70 現場環境改善費</u></p> <p>1-1-71 ~ 1-1-78 [略]</p> <p>1-1-79 コンピュータウイルス対策</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 石_二ブロック積（張）工</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート工</p> <p>3-7-1 ~ 3-7-14 [略]</p> <p><u>3-7-15 鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値</u></p> <p>第8節 ~ 第19節 [略]</p> <p>第20節 仮設工</p> <p>3-20-1 ~ 3-20-4 [略]</p> <p>3-20-5 仮設土留_二仮締切工</p> <p>第21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ~ 第2章 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ~ 第6節 [略]</p> <p>第7節 石_二ブロック積（張）工</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-7 ~ 1-1-14 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-15 [略]</p> <p>1-1-16 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-15 ~ 1-1-50 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-51 ~ 1-1-53 [略]</p> <p>1-1-54 監理技術者等の途中交代</p> <p>1-1-55 [略]</p> <p>1-1-56 現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-57 [略]</p> <p>1-1-58 管内（県内）建設業者の優先活用</p> <p>1-1-59 ~ 1-1-61 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-62 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-63 ~ 1-1-70 [略]</p> <p>1-1-71 ウイルス対策</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 石_二ブロック積（張）工</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート工</p> <p>3-7-1 ~ 3-7-14 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第8節 ~ 第19節 [略]</p> <p>第20節 仮設工</p> <p>3-20-1 ~ 3-20-4 [略]</p> <p>3-20-5 仮設土留_二仮締切工</p> <p>第21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編</p> <p>第1章 ~ 第2章 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節 ~ 第6節 [略]</p> <p>第7節 石_二ブロック積（張）工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第8節～第10節 [略] 第11節 構造物撤去工 3-11-1 取壊し工 第12節～第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 4-4-1 取壊し工 第5節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 5-4-1 取壊し工 第5節～第15節 [略] 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 6-4-1 一般事項 6-4-2 取壊し工 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 7-4-1 取壊し工 第5節～第18節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 取壊し工 第5節～第12節 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 [削る] 第5節～第10節 [略] 第11節 グラウチング工 10-11-1～2 [略] 10-11-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工 第12節～第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 11-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 [削る]</p>	<p>第8節～第10節 [略] 第11節 構造物撤去工 3-11-1 構造物取壊し工 第12節～第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 4-4-1 構造物取壊し工 第5節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 5-4-1 構造物取壊し工 第5節～第15節 [略] 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 [新設] 6-4-1 構造物取壊し工 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 7-4-1 構造物取壊し工 第5節～第18節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 構造物取壊し工 第5節～第12節 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部掘削 10-4-2 堤体部掘削 第5節～第10節 [略] 第11節 グラウチング工 10-11-1～2 [略] 10-11-3 カーテン・補助カーテングラウチング工 第12節～第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第3節 [略] 第4節 基礎掘削工 11-4-1 堤体頂部掘削 11-4-2 堤体部掘削</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第5節～第6節 [略] 第7節 グラウティング工 11-7-1～2 [略] 11-7-3 カーテングラウティング工及び補助カーテングラウティング工 第8節 [略] 第12章～第18章 [略] 第20章 推進工事 第1節～第4節 [略] 第5節 仮設工 20-5-1 通信及び換気設備工</p>	<p>第5節～第6節 [略] 第7節 グラウティング工 11-7-1～2 [略] 11-7-3 カーテン・補助カーテングラウティング工 第8節 [略] 第12章～第18章 [略] 第20章 推進工事 第1節～第4節 [略] 第5節 仮設工 20-5-1 通信・換気設備工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26)「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>電子メール</u>などの手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><u>(27)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(28)「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><u>(29)「書面」とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</u></p> <p><u>(30)～(38) [略]</u></p> <p>1-1-3 設計図書の精査等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、<u>変更に関する事項についてその都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-6 低入札価格調査</p> <p>受注者は、当該工事が「鹿児島県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、鹿児島県低入札価格調査実施要領に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p><u>(1) 施工体制台帳の調査</u> 施工体制台帳の調査を契約担当者から求められた場合は、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p><u>(2) 施工計画書の内容の調査</u> 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容の調査を契約担当者から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>1-1-7 コリンズへの登録</p> <p>1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時・変更時・完成時及び訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメールを送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズ登録しなければならない。</p> <p>2. [略]</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26)「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>Eメール</u>などの手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(27)「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。</u> なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</p> <p><u>(28)～(36) [略]</u></p> <p>1-1-3 設計図書の精査等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、<u>そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-7 コリンズへの登録</p> <p>1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメールを送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズ登録しなければならない。</p> <p>2. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>3. [略]</p> <p>1-1-8 監督職員</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [] 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1-1-9 ~ 1-1-10 [略]</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-12 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. <u>施工体制台帳</u></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（<u>令和3年3月10日</u>土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 <u>なお、施工体制台帳は、原則として電子データで作成・提出するものとする。</u></p> <p>2. <u>施工体系図</u></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（<u>令和3年3月10日</u>土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図の取扱い</p> <p>1. <u>施工体制台帳の作成等について</u></p> <p><u>本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。</u> <u>また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。</u></p> <p>2. <u>施工体系図の作成等について</u></p> <p><u>本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の（1）から（4）の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。</u> <u>また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。</u></p> <p><u>（1） 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務</u> <u>（2） 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務</u> <u>（3） 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務</u> <u>（4） その他監督職員が記載を指示した業務等</u></p> <p>1-1-16 受注者相互の協力 [略]</p> <p>1-1-17 調査・試験に対する協力</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-18 工事の一時中止</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-19 設計図書の変更 [略]</p>	<p>3. [略]</p> <p>1-1-8 監督職員</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [] 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。<u>なお</u>、監督職員と受注者が指示内容等を確認し<u>押印</u>するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1-1-9 ~ 1-1-10 [略]</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-12 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. <u>施工体制台帳</u></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（<u>平成31年4月12日</u>土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. <u>施工体系図</u></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（<u>平成31年4月12日</u>土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-15 受注者相互の協力 [略]</p> <p>1-1-16 調査・試験に対する協力</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-17 工事の一時中止</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-18 設計図書の変更 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1-1-20 工期変更</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>1-1-21 支給材料及び貸与品</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>1-1-22 工事現場発生材 〔略〕</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知，最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達，平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に<u>写し</u>を提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に<u>写し</u>を提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>7 〔略〕</p> <p>1-1-24 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置</p> <p>1 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体、再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、この書面は、本章1-1-23建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>1-1-25 工事材料の品質</p>	<p>1-1-19 工期変更</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>1-1-21 工事現場発生材 〔略〕</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知，最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達，平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7 〔略〕</p> <p>1-1-23 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</p> <p>1 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、この書面は、本章1-1-22建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 再資源化等に要した費用</p> <p>1-1-24 工事材料の品質</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-26 監督職員による検査、立会等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7. [略]</p> <p>1-1-27 数量の算出及び完成図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-27 工事完成図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-29 工事完成検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-30 既済部分検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-28工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-31 施工管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-32 部分使用 [略]</p> <p>1-1-33 履行報告 [略]</p> <p>1-1-34 使用人等の管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-35 工事中の安全管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p>	<p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-25 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7. [略]</p> <p>1-1-26 数量の算出及び完成図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-27 工事完成図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-28 工事完成検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-29 既済部分検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-27工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。</p> <p>1-1-30 施工管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-31 部分使用 [略]</p> <p>1-1-32 履行報告 [略]</p> <p>1-1-33 使用人等の管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>9. 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>10. 安全対策</p> <p>(1) 受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全訓練等を実施しなければならない。</p> <p><u>ア</u> 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p><u>イ</u> 工事内容の周知徹底</p> <p><u>ウ</u> 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底</p> <p><u>エ</u> 工事における災害訓練</p> <p><u>オ</u> 工事現場で予想される事故対策</p> <p><u>カ</u> その他、安全、訓練として必要な事項</p> <p>(2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。</p> <p>(3) 安全訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>17. [略]</p> <p>18. [略]</p> <p>19. [略]</p> <p>1-1-36 爆発及び火災の防止</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-37 後片付け [略]</p> <p>1-1-38 電子納品</p> <p>1. 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。 ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 <u>ガイドラインは鹿児島県ホームページから最新版を取得し使用すること。</u></p> <p>2. ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、<u>電子媒体で成果品を提出する場合、</u>正本1部、副本1部の計2部提出する。<u>また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。</u> 電子納品レベル、<u>納品方法及び電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。</u></p> <p>[削る]</p> <p>1-1-39 事故報告書 [略]</p> <p>1-1-40 環境対策</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-41 文化財の保護</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p>	<p>9. 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。</p> <p>10. 安全対策</p> <p>(1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全訓練等を実施しなければならない。</p> <p><u>1)</u> 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p><u>2)</u> 工事内容の周知徹底</p> <p><u>3)</u> 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底</p> <p><u>4)</u> 工事における災害訓練</p> <p><u>5)</u> 工事現場で予想される事故対策</p> <p><u>6)</u> その他、安全、訓練として必要な事項</p> <p>(2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。</p> <p>(3) 安全訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>17. [略]</p> <p>18. [略]</p> <p>19. [略]</p> <p>1-1-35 爆発及び火災の防止</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-36 後片付け [略]</p> <p>1-1-37 電子納品</p> <p>1. 本工事（業務）は、電子納品対象工事（業務）とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。 ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。</p> <p>2. ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は<u>電子媒体（CD-R等）</u>で正本1部、副本1部の計2部提出する。<u>電子化しない成果品については従来どおりの取り扱いとする。</u>電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。</p> <p>3. <u>電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。</u></p> <p>1-1-38 事故報告書 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 文化財の保護</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行												
<p>1-1-42 交通安全管理</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 10. [略] 11. <u>本工事で配置する交通誘導警備員は</u>、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。 <u>ただし</u>、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、<u>規制箇所ごとに</u>1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。 なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。 また、<u>受注者</u>は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 格</th> <th style="text-align: center;">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員</td> <td>改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等</td> <td>・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-43 諸法令、諸法規の遵守 (1) <u>会計法</u>（昭和22年法律第 35号） (2) ～ (71) [略]</p> <p>1-1-44 官公庁への手続等</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略]</p> <p>1-1-45 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>1-1-46 工事測量</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p> <p>1-1-47 提出書類</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>1-1-48 工事特性等への対応状況の報告</p>	資 格	資 格 要 件	交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者	交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者	<p>1-1-41 交通安全管理</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 10. [略] 11. <u>受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は</u>、交通誘導警備業務に係る1級<u>検定合格警備員</u>又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。 <u>但し</u>、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。 なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。 また、<u>請負者</u>は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 格</th> <th style="text-align: center;">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員</td> <td>改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等</td> <td>・<u>警備業法における指定講習を受講した者</u> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守 (1) <u>地方自治法</u>（昭和22年法律第 67号） (2) ～ (71) [略]</p> <p>1-1-43 官公庁への手続等</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略]</p> <p>1-1-44 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>1-1-45 工事測量</p> <p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p> <p>1-1-46 提出書類</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>1-1-47 工事特性等への対応状況の報告</p>	資 格	資 格 要 件	交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者	交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等	・ <u>警備業法における指定講習を受講した者</u> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者
資 格	資 格 要 件												
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者												
交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者												
資 格	資 格 要 件												
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者												
交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等	・ <u>警備業法における指定講習を受講した者</u> ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法 第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者												

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p>
<p>1-1-49 不可抗力による損害 1. [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] (2)～(3) [略] 2. [略]</p>	<p>1-1-48 不可抗力による損害 1. [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] (2)～(3) [略] 2. [略]</p>
<p>1-1-50 特許権等 1. [略] 2. [略]</p>	<p>1-1-49 特許権等 1. [略] 2. [略]</p>
<p>1-1-51 保険の付保及び事故の補償 1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>	<p>1-1-50 保険の付保及び事故の補償 1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>
<p>1-1-52 法定外の労災保険の付保 <u>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</u> <u>また、保険契約を締結したときは、契約書第58条に基づき直ちに監督職員に提示しなければならない。</u> <u>なお、監督職員から請求があった場合は、その証券等の写しを提出するものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>1-1-53 臨機の処置 1. [略] 2. [略]</p>	<p>1-1-51 臨機の処置 1. [略] 2. [略]</p>
<p>1-1-54 産業廃棄物税 [略]</p>	<p>1-1-52 産業廃棄物税 [略]</p>
<p>1-1-55 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 [略]</p>	<p>1-1-53 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 [略]</p>
<p>1-1-56 配置技術者等の途中交代 1. [略] <u>配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、<u>出産、育児、介護</u>または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。</u> <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> 橋梁、ポンプ、ゲート、<u>エレベーター、発電機・配電盤等の電機品</u>等の工場製作を含む工事であつて、工場から現場へ工事の現場が移行する時点 <u>(3)</u> 一つの契約工期が多年におよぶ場合 2. [略]</p>	<p>1-1-54 監理技術者等の途中交代 1. [略] <u>配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ないほか、下記に該当する場合である。</u> <u>①</u> [略] <u>②</u> 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現場へ工事の現場が移行する場合 <u>③</u> <u>ダム、トンネル等の大規模な工事</u>で一つの契約工期が多年におよぶ場合 3. [略]</p>
<p>1-1-57 監理技術者等の専任を要しない期間 1. [略] <u>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</u> 2. [略]</p>	<p>1-1-55 監理技術者等の専任を要しない期間 1. [略] <u>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</u> <u>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。</u> 2. [略]</p>
<p>1-1-58 現場代理人の常駐に関する取扱い 1. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 <u>現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。</u> <u>ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。</u> (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は<u>仮設</u>工事等が開始されるまでの期間。 (2) [略]</p>	<p>1-1-56 現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間 1. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 <u>現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間は次のとおりとする。</u> <u>ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。</u> (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は<u>架設</u>工事等が開始されるまでの期間。 (2) [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取り締りを行うことができるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 発注者への報告</p> <p>1の要件を満たす場合は、現場代理人の工場現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。</p> <p>1-1-59 現場代理人の兼任</p> <p>1 現場代理人の兼任を認める工事</p> <p>現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。</p> <p>なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。</p> <p>(1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。</p> <p>※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置） その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。</p> <p>(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。</p> <p>(3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。</p> <p>(4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。</p> <p>(5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。</p> <p>(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。</p> <p>2 手続き</p> <p>現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。 なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。</p> <p>3 受注者に対する措置請求</p> <p>安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。</p> <p>1-1-60 品質証明 [略]</p> <p>1-1-61 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用</p> <p>1 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。</p> <p>2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>1-1-62 県産資材の優先使用</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不活用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>1-1-63 鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策 [略]</p> <p>1-1-64 手すり先行型足場 [略]</p>	<p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取り締りを行うことができる。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 発注者への報告</p> <p>1の要件を満たす場合は、現場代理人の工場現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておく。</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-57 品質証明 [略]</p> <p>1-1-58 管内（県内）建設業者の優先活用</p> <p>1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、当該振興局管内（施工地を管轄する振興局、支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。</p> <p>2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>3 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>1-1-59 県産資材の優先使用</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不活用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>1-1-60 鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策 [略]</p> <p>1-1-61 手すり先行型足場 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1-1-65 「週休2日」試行工事 <u>試行に当たっては、農業農村整備事業における『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。</u> <u>実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>1-1-66 熱中症対策 [略]</p>	<p>1-1-62 熱中症対策 [略]</p>
<p>1-1-67 熱中症対策に資する現場管理費の補正 <u>1 試行に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年6月1日付け農地保全課長通知）」に基づき行うものとする。</u> <u>2 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年6月1日付け農地保全課長通知）」については、鹿児島県ホームページから取得できる。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>1-1-68 建設現場における「快適トイレ」設置 <u>受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。</u> <u>快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。</u> <u>なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>1-1-69 共通仮設費率分の適切な設計変更 <u>1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</u> <u>運搬費：建設機械の運搬費</u> <u>準備費：伐開・除根・除草費</u> <u>2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</u> <u>3 受注者は、上記2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</u> <u>4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</u> <u>5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</u> <u>6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</u> <u>7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</u> <u>8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>1-1-70 現場環境改善費 <u>1 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</u> <u>2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</u> <u>3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</u> <u>4 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 213 450 236">計上項目</th> <th data-bbox="456 213 936 236">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 240 450 357">仮設備関係</td> <td data-bbox="456 240 936 357"> ① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 362 450 462">宮繕関係</td> <td data-bbox="456 362 936 462"> ① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 467 450 528">安全関係</td> <td data-bbox="456 467 936 528"> ① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 533 450 710">地域連携</td> <td data-bbox="456 533 936 710"> ① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献 </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減	宮繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献	<p>1-1-71 ダンプトラック等における過積載等の防止 [略]</p> <p>1-1-72 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策</p> <p>ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、<u>当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」</u>を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。</p> <div data-bbox="338 863 974 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・樹木等の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。 (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。 2 工事区域周辺部の措置 <p style="margin-left: 20px;">周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。</p> 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。 (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置 <p style="margin-left: 20px;">付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</p> 5 未発生地区での措置 <p style="margin-left: 20px;">発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。</p> </div> <p>1-1-73 鳥インフルエンザ感染防止対策</p> <p>1 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p>
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減										
宮繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策										
地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献										
<p>1-1-63 ダンプトラック等における過積載等の防止 [略]</p> <p>1-1-64 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策</p> <p>ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、<u>ヤスデ発生地区(奄美地区を除く)で土や樹木等の移動(搬出入)が必要な工事の実施については、下記「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」</u>を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。</p> <div data-bbox="1330 863 1966 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土・樹木等の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。 (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。 2 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。 (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。 3 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置 <p style="margin-left: 20px;">付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</p> 4 未発生地区での措置 <p style="margin-left: 20px;">発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。</p> </div> <p>1-1-65 鳥インフルエンザ感染防止対策</p> <p>1 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p>	<p>1-1-63 ダンプトラック等における過積載等の防止 [略]</p> <p>1-1-64 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策</p> <p>ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、<u>ヤスデ発生地区(奄美地区を除く)で土や樹木等の移動(搬出入)が必要な工事の実施については、下記「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」</u>を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。</p>										

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p><u>イ</u> 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>ウ</u> 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p><u>エ</u> 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>二</u> 移動制限区域内での工事施工の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p><u>なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。</u></p> <p><u>ア</u> 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>イ</u> 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>ウ</u> 現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。</p> <p><u>エ</u> 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p><u>オ</u> 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。</p> <p><u>カ</u> <u>上記ウ</u>については、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。</p> <p>(2) <u>上記ウ</u>における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>1-1-74 口蹄疫対策 [略]</p> <p>1-1-75 間接工事費等諸経費動向調査 [略]</p> <p>1-1-76 国土調査の基準点等の保全 [略]</p> <p>1-1-77 測量作業等の感電事故防止対策の強化 [略]</p> <p>1-1-78 アスベスト（石綿）対策 [略]</p> <p>1-1-79 コンピュータウイルス対策 [略]</p>	<p><u>②</u> 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>③</u> 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p><u>④</u> 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>二</u> 移動制限区域内での工事施工の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p><u>①</u> 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>②</u> 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p><u>③</u> 現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。</p> <p><u>④</u> 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p><u>⑤</u> 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。</p> <p><u>⑥</u> <u>③</u>については、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。</p> <p>(2) <u>上記③</u>における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>1-1-66 口蹄疫対策 [略]</p> <p>1-1-67 間接工事費等諸経費動向調査 [略]</p> <p>1-1-68 国土調査の基準点等の保全 [略]</p> <p>1-1-69 測量作業等の感電事故防止対策の強化 [略]</p> <p>1-1-70 アスベスト（石綿）対策 [略]</p> <p>1-1-71 ウイルス対策 [略]</p>
<p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>2-1-1 ~ 2-1-2 [略]</p> <p>2-1-3 材料の試験及び検査</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>2-1-4 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 木材</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>3 <u>三</u> [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1 ~ 2-4-8 [略]</p> <p>2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>3 <u>三</u> [略]</p> <p>4 <u>四</u> [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p>	<p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>2-1-1 ~ 2-1-2 [略]</p> <p>2-1-3 材料の試験及び検査</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>2-1-4 [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 木材</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>3 <u>三</u> [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1 ~ 2-4-8 [略]</p> <p>2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p> <p>3 <u>三</u> [略]</p> <p>4 <u>四</u> [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 <u>一</u> [略]</p> <p>2 <u>二</u> [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>3. <u> </u> [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p> <u>ア</u> [略]</p> <p> <u>イ</u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1 一般事項</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p> (1) ~ (6) [略]</p> <p> <u>(7)</u> J I S G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板) 記号 S B H S</p> <p> <u>(8)</u> J I S G 3191 (熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状, 寸法及び質量並びにその許容差)</p> <p> <u>(9)</u> J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(10)</u> J I S G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(11)</u> J I S G 3194 (熱間圧延平鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(12)</u> J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S - C</p> <p> <u>(13)</u> J I S G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼)) 記号 S m n, A C r, S C M, S N C M</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-3 ~ 2-5-4 [略]</p> <p>2-5-5 鋼材二次製品</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-6 [略]</p> <p>2-5-7 ガードレール等</p> <p>1. ガードレール</p> <p> (1) [略]</p> <p> <u>ア</u> [略]</p> <p> (2) [略]</p> <p> <u>ア</u> [略]</p> <p> (3) [略]</p> <p> <u>ア</u> [略]</p> <p> (4) [略]</p>	<p>3. <u> </u> [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p> <u>1)</u> [略]</p> <p> <u>2)</u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1 一般事項</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p> (1) ~ (6) [略]</p> <p> <u>[新設]</u></p> <p> <u>(7)</u> J I S G 3191 (熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状, 寸法及び質量並びにその許容差)</p> <p> <u>(8)</u> J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(9)</u> J I S G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(10)</u> J I S G 3194 (熱間圧延平鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)</p> <p> <u>(11)</u> J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S - C</p> <p> <u>(12)</u> J I S G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼)) 記号 S m n, A C r, S C M, S N C M</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-3 ~ 2-5-4 [略]</p> <p>2-5-5 鋼材二次製品</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>2-5-6 [略]</p> <p>2-5-7 ガードレール等</p> <p>1. ガードレール</p> <p> (1) [略]</p> <p> <u>1)</u> [略]</p> <p> (2) [略]</p> <p> <u>1)</u> [略]</p> <p> (3) [略]</p> <p> <u>1)</u> [略]</p> <p> (4) [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p> <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] 2 <u>ガードケーブル</u> (1) [略] <u>ア</u> [略] (2) [略] <u>ア</u> [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] (4)～(5) [略] (6) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] 3 <u>ガードパイプ</u> (1) [略] <u>ア</u> [略] (2) [略] <u>ア</u> [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] (4) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] (5) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] 第6節 セメント 2-6-1～2-6-2 [略] 2-6-3 <u>混和材料</u> 1 <u> [略]</u> 2 <u> [略]</u> 3 <u> [略]</u> 4 <u> [略]</u> 5 <u> [略]</u> 6 <u> [略]</u> 7 <u> [略]</u> 8 <u> [略]</u> 2-6-4 [略] 第7節 プレキャストコンクリート製品 2-7-1 <u>一般事項</u> 1 <u> [略]</u> 2 <u> [略]</u> 3 <u> [略]</u> 2-7-2 [略] 第8節 瀝青材料 [略] 第9節 合成樹脂製品等 2-9-1 <u>一般事項</u> 1 <u> [略]</u> 2 <u> [略]</u> 第10節 芝及びそだ 2-10-1 [略] </p>	<p> <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] 2. <u>ガードケーブル</u> (1) [略] <u>1)</u> [略] (2) [略] <u>1)</u> [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] (4)～(5) [略] (6) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] 3. <u>ガードパイプ</u> (1) [略] <u>1)</u> [略] (2) [略] <u>1)</u> [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] (4) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] (5) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] 第6節 セメント 2-6-1～2-6-2 [略] 2-6-3 <u>混和材料</u> 1. <u> [略]</u> 2. <u> [略]</u> 3. <u> [略]</u> 4. <u> [略]</u> 5. <u> [略]</u> 6. <u> [略]</u> 7. <u> [略]</u> 8. <u> [略]</u> 2-6-4 [略] 第7節 プレキャストコンクリート製品 2-7-1 <u>一般事項</u> 1. <u> [略]</u> 2. <u> [略]</u> 3. <u> [略]</u> 2-7-2 [略] 第8節 瀝青材料 [略] 第9節 合成樹脂製品等 2-9-1 <u>一般事項</u> 1. <u> [略]</u> 2. <u> [略]</u> 第10節 芝及びそだ 2-10-1 [略] </p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>2-10-2 芝</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>2-10-3 [略]</p> <p>第11節 目地及び止水材料</p> <p>2-11-1 [略]</p> <p>2-11-2 注入目地材</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-11-3 [略]</p> <p>2-11-4 止水板</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第12節 塗料</p> <p>2-12-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装</p> <p>1. 直管，異形管</p> <p>WSP A-101（農業用プラスチック被覆鋼管）</p> <p>内 面 J I S G 3443-4</p> <p>（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装）</p> <p>外 面 J I S G 3443-3</p> <p>（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆）</p> <p>2. [略]</p> <p>2-12-4 ダクタイル鑄鉄管塗装</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第13節 種子</p> <p>2-13-1 植生工，植生基盤材吹工等の種子配合</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 適用</p> <p>3-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 [略]</p> <p>3-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>第3節 土工</p>	<p>2-10-2 芝</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>2-10-3 [略]</p> <p>第11節 目地及び止水材料</p> <p>2-11-1 [略]</p> <p>2-11-2 注入目地材</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-11-3 [略]</p> <p>2-11-4 止水板</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第12節 塗料</p> <p>2-12-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装</p> <p>1. 直管，異形管</p> <p>WSP A-101（農業用プラスチック被覆鋼管）</p> <p>内 面 J I S G 3443-4</p> <p>（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装）</p> <p>外 面 J I S G 3443-3</p> <p>（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆）</p> <p>2. [略]</p> <p>2-12-4 ダクタイル鑄鉄管塗装</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第13節 種子</p> <p>2-13-1 植生工，植生基盤材吹工等の種子配合</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 適用</p> <p>3-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 [略]</p> <p>3-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>第3節 土工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>3-3-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-3-3 盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-3-4 路体盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>3-3-5 路床盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>3-3-6 整形仕上げ工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-3-7 作業土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 埋戻</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、管水路の埋戻しに当たり、設計図書に明示された締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定めて、管に損傷を与えないよう締固めなければならない。</p> <p>3-3-8 作業残土処理工</p> <p>1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-23建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第4節 基礎工</p>	<p>3-3-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-3-3 盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-3-4 路体盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>3-3-5 路床盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>3-3-6 整形仕上げ工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-3-7 作業土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 埋戻</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受注者は、管水路の埋戻しに当たり、設計図書に明示された締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定めて、管に損傷を与えないよう突固めなければならない。</p> <p>3-3-8 作業残土処理工</p> <p>1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第4節 基礎工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6 <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7 <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8 <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9 <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10 <u> </u> [略]
11 <u> </u> [略]	11 <u> </u> [略]
3-4-6 ニューマチックケーソン基礎工	3-4-6 ニューマチックケーソン基礎工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
3-4-7 矢板工	3-4-7 矢板工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
3-4-8 [略]	3-4-8 [略]
3-4-9 砕石基礎工	3-4-9 砕石基礎工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3-4-10 [略]	3-4-10 [略]
第5節 石ブロック積（張）工	第5節 石ブロック積（張）工
3-5-1 ~ 3-5-2 [略]	3-5-1 ~ 3-5-2 [略]
3-5-3 コンクリートブロック工	3-5-3 コンクリートブロック工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3-5-4 緑化ブロック工	3-5-4 緑化ブロック工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
3-5-5 石積（張）工	3-5-5 石積（張）工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6 <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7 <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8 <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9 <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10 <u> </u> [略]
第6節 法面工	第6節 法面工
3-6-1 ~ 3-6-2 [略]	3-6-1 ~ 3-6-2 [略]
3-6-3 植生工	3-6-3 植生工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
(1) <u> </u> [略]	(1) <u> </u> [略]
(2) <u> </u> [略]	(2) <u> </u> [略]
<u>ア</u> <u> </u> [略]	<u>1)</u> <u> </u> [略]
<u>イ</u> <u> </u> [略]	<u>2)</u> <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
3-6-4 法面吹付工	3-6-4 法面吹付工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9. <u> </u> [略]
10 <u> </u> 受注者は、 二層 以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打断面を良く清掃して、吹付けなければならない。	10. <u> </u> 受注者は、 2層 以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打断面を良く清掃して、吹付けなければならない。
11 <u> </u> [略]	11. <u> </u> [略]
12 <u> </u> [略]	12. <u> </u> [略]
3-6-5 法粹工	3-6-5 法粹工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
(1) ~ (4) [略]	(1) ~ (4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
(1) [略]	(1) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(2) [略]	(2) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
(1) [略]	(1) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
(2) [略]	(2) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
(3) [略]	(3) [略]
3-6-6 アンカー工	3-6-6 アンカー工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
6. [略]	6. [略]
7. [略]	7. [略]
8. [略]	8. [略]
9. [略]	9. [略]
10. [略]	10. [略]
3-6-7 かご工	3-6-7 かご工
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]
3. [略]	3. [略]
4. [略]	4. [略]
5. [略]	5. [略]
6. [略]	6. [略]
7. [略]	7. [略]
8. [略]	8. [略]
9. [略]	9. [略]
10. [略]	10. [略]
11. [略]	11. [略]
12. [略]	12. [略]
13. [略]	13. [略]
14. [略]	14. [略]
第7節 コンクリート	第7節 コンクリート
3-7-1 一般事項	3-7-1 一般事項
1. [略]	1. [略]
3-7-2 レディーミクストコンクリート	3-7-2 レディーミクストコンクリート
1. [略]	1. [略]
2. 受注者は、 <u>本条第1項に規定する工場</u> で製造されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、 <u>工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し</u> 、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 <u>検査時までに監督職員に提出しなければならない</u> 。	2. 受注者は、 <u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）</u> で製造され、 <u>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し</u> 、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 <u>検査時に提出しなければならない</u> 。
3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、 <u>配合試験に立会するとともに</u> 、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を監督職員に提出し、 <u>確認を得なければならない</u> 。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査、 <u>管理等</u> の技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐し、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を監督職員に提出し、 <u>確認を得なければならない</u> 。なお、コンクリートの製造、施工、試験、 <u>検査及び管理</u> などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
4. 受注者は、 <u>本条第1項に規定する工場</u> でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、 <u>設計図書、本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合試験に立会し</u> 、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、 <u>承諾を得なければならない</u> 。	4. 受注者は、 <u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）</u> でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、 <u>設計図書及び本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し</u> 、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、 <u>確認を得なければならない</u> 。
5. [略]	5. [略]
6. [略]	6. [略]
3-7-3 配合	3-7-3 配合
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]
3. [略]	3. [略]
3-7-4 材料の計量	3-7-4 材料の計量
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>3 受注者は、各材料をバッチ分づつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>	<p>3 受注者は、各材料を一練り分毎に質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>
<p>3-7-5 材料の貯蔵</p>	<p>3-7-5 材料の貯蔵</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3-7-6 練り混ぜ</p>	<p>3-7-6 練り混ぜ</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3-7-7 塩化物含有量の限度</p>	<p>3-7-7 塩化物含有量の限度</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3-7-8 打込み準備</p>	<p>3-7-8 打込み準備</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3-7-9 アルカリ骨材抑制対策</p>	<p>3-7-9 アルカリ骨材抑制対策</p>
<p>(1)～(2) [略]</p>	<p>(1)～(2) [略]</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>
<p>ア [略]</p>	<p>1) [略]</p>
<p>イ [略]</p>	<p>2) [略]</p>
<p>3-7-10 コンクリート打込み</p>	<p>3-7-10 コンクリート打込み</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>5 [略]</p>	<p>5 [略]</p>
<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>
<p>7 [略]</p>	<p>7 [略]</p>
<p>8 [略]</p>	<p>8 [略]</p>
<p>9 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、上下層が一体となるように施工しなければならない。</p>	<p>9 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、上層と下層が一体となるように施工しなければならない。</p>
<p>10 [略]</p>	<p>10 [略]</p>
<p>11 [略]</p>	<p>11 [略]</p>
<p>3-7-11 養生</p>	<p>3-7-11 養生</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>3-7-12 継目</p>	<p>3-7-12 継目</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>5 [略]</p>	<p>5 [略]</p>
<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>
<p>3-7-13 表面仕上げ</p>	<p>3-7-13 表面仕上げ</p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3-7-14 [略]</p>	<p>3-7-14 [略]</p>
<p>3-7-15 鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値</p>	<p>[新設]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p style="color: red; text-align: center;">場所打ち鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたり、スランブ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。</p> <p style="color: red; text-align: center;">・流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-8-2 型枠</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-8-3 支保</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 鉄筋の加工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、圧接しよとする鉄筋の両端部を切断する場合は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用しなければならない。自動ガス圧接の場合は、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗装、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>第10節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 暑中コンクリート</p>	<p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-8-2 型枠</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-8-3 支保</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 鉄筋の加工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、圧接しよとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合は、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既直角かつ平滑である場合又は鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油圧圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で円滑となるように仕上げるとともに、錆、油脂、塗装、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>第10節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 暑中コンクリート</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
3-10-2 寒中コンクリート	3-10-2 寒中コンクリート
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
3-10-3 水中コンクリート	3-10-3 水中コンクリート
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート	3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3-10-5 [略]	3-10-5 [略]
3-10-6 マスコンクリート	3-10-6 マスコンクリート
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
第11節 一般舗装工	第11節 一般舗装工
3-11-1 一般事項	3-11-1 一般事項
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
3-11-2 舗装準備工	3-11-2 舗装準備工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
3-11-3 アスファルト舗装工	3-11-3 アスファルト舗装工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
(1) ~ (8) [略]	(1) ~ (8) [略]
(9) [略]	(9) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
(10) ~ (18) [略]	(10) ~ (18) [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
(1) [略]	(1) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(2) ~ (4) [略]	(2) ~ (4) [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
ホ [略]	5) [略]
カ [略]	6) [略]
キ [略]	7) [略]
(3) [略]	(3) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
エ [略]	4) [略]
オ [略]	5) [略]
カ [略]	6) [略]
(4) [略]	(4) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
(ア) [略]	① [略]
(イ) [略]	② [略]
(ウ) [略]	③ [略]
(エ) [略]	④ [略]
ウ [略]	3) [略]
エ [略]	4) [略]
オ [略]	5) [略]
カ [略]	6) [略]
キ シールコートの施工は、本項 (3) 常温混合式 カ に準じて行わなければならない。	7) シールコートの施工は、本項 (2) 常温混合式 6) に準じて行わなければならない。
(5) [略]	(5) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
エ [略]	4) [略]
オ [略]	5) [略]
カ [略]	6) [略]
キ [略]	7) [略]
ク [略]	8) [略]
(6) [略]	(6) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
(7) [略]	(7) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
エ [略]	4) [略]
オ [略]	5) [略]
カ [略]	6) [略]
キ [略]	7) [略]
ク [略]	8) [略]
ケ [略]	9) [略]
(8) [略]	(8) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
(9) [略]	(9) [略]
3-11-4 コンクリート舗装工	3-11-4 コンクリート舗装工
1 [略]	1 [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6 <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7 <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8 <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9 <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10 <u> </u> [略]
11 <u> </u> [略]	11 <u> </u> [略]
12 <u> </u> [略]	12 <u> </u> [略]
13 <u> </u> [略]	13 <u> </u> [略]
14 <u> </u> [略]	14 <u> </u> [略]
15 <u> </u> [略]	15 <u> </u> [略]
16 <u> </u> [略]	16 <u> </u> [略]
17 <u> </u> [略]	17 <u> </u> [略]
18 <u> </u> [略]	18 <u> </u> [略]
19 <u> </u> [略]	19 <u> </u> [略]
20 <u> </u> [略]	20 <u> </u> [略]
21 <u> </u> [略]	21 <u> </u> [略]
22 <u> </u> [略]	22 <u> </u> [略]
23 <u> </u> [略]	23 <u> </u> [略]
24 <u> </u> [略]	24 <u> </u> [略]
25 <u> </u> [略]	25 <u> </u> [略]
26 <u> </u> [略]	26 <u> </u> [略]
27 <u> </u> [略]	27 <u> </u> [略]
3-11-5 砂利舗装工	3-11-5 砂利舗装工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
第12節 安全施設工	第12節 安全施設工
3-12-1 [略]	3-12-1 [略]
3-12-2 安全施設工	3-12-2 安全施設工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6 <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7 <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8 <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9 <u> </u> [略]
第13節 地盤改良工	第13節 地盤改良工
3-13-1 一般事項	3-13-1 一般事項
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
3-13-2 路床安定処理工	3-13-2 路床安定処理工
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3 <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5 <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9. <u> </u> [略]
3-13-3 サンドマット工	3-13-3 サンドマット工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
3-13-4 パーチカルドレーン工	3-13-4 パーチカルドレーン工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
3-13-5 締固め改良工	3-13-5 締固め改良工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
3-13-6 固結工	3-13-6 固結工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9. <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10. <u> </u> [略]
(1) <u> </u> [略]	(1) <u> </u> [略]
ア <u> </u> [略]	1) <u> </u> [略]
イ <u> </u> [略]	2) <u> </u> [略]
ウ <u> </u> [略]	3) <u> </u> [略]
エ <u> </u> [略]	4) <u> </u> [略]
(2) <u> </u> [略]	(2) <u> </u> [略]
ア <u> </u> [略]	1) <u> </u> [略]
イ <u> </u> [略]	2) <u> </u> [略]
ウ <u> </u> [略]	3) <u> </u> [略]
3-13-7 置換工	3-13-7 置換工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
第14節 防食対策工	第14節 防食対策工
3-14-1 一般事項	3-14-1 一般事項
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
3-14-2 防食対策工	3-14-2 防食対策工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、 長寿命形水道用 ジョイントコート (WSP 012) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部： 長寿命形 外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。	2. <u> </u> コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、 水道用塗覆装鋼管 ジョイントコート (WSP 012-2010) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>4 〔略〕 5 〔略〕 6 〔略〕</p>	<p>4 〔略〕 5 〔略〕 6 〔略〕</p>
<p>第15節 耕地復旧工 3-15-1 一般事項 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>	<p>第15節 耕地復旧工 3-15-1 一般事項 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>
<p>3-15-2 水田復旧工 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>	<p>3-15-2 水田復旧工 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>
<p>3-15-3 畑地復旧工 1 〔略〕 2 〔略〕</p>	<p>3-15-3 畑地復旧工 1 〔略〕 2 〔略〕</p>
<p>第16節 水路復旧工 3-16-1 〔略〕 3-16-2 土水路工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-16-3 プレキャスト水路工 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>	<p>第16節 水路復旧工 3-16-1 〔略〕 3-16-2 土水路工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-16-3 プレキャスト水路工 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕</p>
<p>第17節 道路復旧工 3-17-1 ~ 317-7 〔略〕 3-17-8 道路用側溝工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-17-9 安全施設工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-17-10 〔略〕 3-17-11 縁石工 1 〔略〕 2 〔略〕</p>	<p>第17節 道路復旧工 3-17-1 ~ 317-7 〔略〕 3-17-8 道路用側溝工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-17-9 安全施設工 1 〔略〕 2 〔略〕 3-17-10 〔略〕 3-17-11 縁石工 1 〔略〕 2 〔略〕</p>
<p>第18節 用地境界杭工 3-18-1 一般事項 1 〔略〕 2 〔略〕 3-18-2 境界杭 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 4 〔略〕</p>	<p>第18節 用地境界杭工 3-18-1 一般事項 1 〔略〕 2 〔略〕 3-18-2 境界杭 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 4 〔略〕</p>
<p>第19節 構造物撤去工 3-19-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。 3-19-2 〔略〕 3-19-3 取壊し工</p>	<p>第19節 構造物撤去工 3-19-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-22建設副産物の規定によるものとする。 3-19-2 〔略〕 3-19-3 構造物取壊し工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略]</p>
<p>3-19-4 道路施設撤去工</p>	<p>3-19-4 道路施設撤去工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略]</p>
<p>3-19-5 運搬処理工</p>	<p>3-19-5 運搬処理工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-23建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-22建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>
<p>第20節 仮設工</p>	<p>第20節 仮設工</p>
<p>3-20-1 一般事項</p>	<p>3-20-1 一般事項</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略]</p>
<p>3-20-2 仮設道路工</p>	<p>3-20-2 仮設道路工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7 <u> </u> [略] 8 <u> </u> [略] 9 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略] 8. <u> </u> [略] 9. <u> </u> [略]</p>
<p>3-20-3 仮橋工</p>	<p>3-20-3 仮橋工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略]</p>
<p>3-20-4 仮廻し水路工</p>	<p>3-20-4 仮廻し水路工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7 <u> </u> [略] 8 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略] 8. <u> </u> [略]</p>
<p>3-20-5 仮設土留、仮締切工</p>	<p>3-20-5 仮設土留、仮締切工</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
6. [略]	6. [略]
7. [略]	7. [略]
8. [略]	8. [略]
9. [略]	9. [略]
10. [略]	10. [略]
11. [略]	11. [略]
12. [略]	12. [略]
13. [略]	13. [略]
14. [略]	14. [略]
15. [略]	15. [略]
16. [略]	16. [略]
17. [略]	17. [略]
18. [略]	18. [略]
19. [略]	19. [略]
20. [略]	20. [略]
21. [略]	21. [略]
22. [略]	22. [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ [略]	3) [略]
エ 前 イ から ウ を所定の掘削深まで繰り返し施工する。	4) 前 2) から 3) を所定の掘削深まで繰り返し施工する。
(3) [略]	(3) [略]
ア [略]	1) [略]
イ [略]	2) [略]
ウ 前 ア から イ を所定の掘削深まで繰り返し施工する。	3) 前 1) から 2) を所定の掘削深まで繰り返し施工する。
(4) ~ (11) [略]	(4) ~ (11) [略]
(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し <u>一層ごと</u> に、埋戻し土の投入敷均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。	(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し <u>1層毎</u> に、埋戻し土の投入敷均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。
(13) ~ (14) [略]	(13) ~ (14) [略]
23. [略]	23. [略]
24. [略]	24. [略]
25. [略]	25. [略]
26. [略]	26. [略]
3-20-6 排水処理工	3-20-6 排水処理工
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]
3. [略]	3. [略]
4. [略]	4. [略]
5. [略]	5. [略]
6. [略]	6. [略]
3-20-7 電力設備工	3-20-7 電力設備工
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]
3. [略]	3. [略]
4. [略]	4. [略]
3-20-8 橋梁仮設工	3-20-8 橋梁仮設工
1. [略]	1. [略]
2. [略]	2. [略]
3. [略]	3. [略]
4. [略]	4. [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>5. [略]</p> <p>3-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、粉じん作業を行う坑内作業（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省令和2年7月）」に定める「空気中の粉じん濃度等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは2mg/m3以下とする。 ただし、中小断面のトンネル等で2mg/m3を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>17. 受注者は、坑内作業場で労働者を従事させる場合、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力及び発破を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>3-20-10 防塵対策工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-20-11 足場工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第21節 共通仮設費</p> <p>3-21-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-21-2 事業損出防止費</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>3-21-3 技術管理費</p> <p>1. [略]</p>	<p>5. [略]</p> <p>3-20-9 トンネル仮設備工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に定める「換気の実施等の効果を確保するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは3mg/m3以下とするが、中小断面のトンネル等で3mg/m3を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>17. 受注者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>3-20-10 防塵対策工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-20-11 足場工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第21節 共通仮設費</p> <p>3-21-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-21-2 事業損出防止費</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>3-21-3 技術管理費</p> <p>1. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]</p>	<p>2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]</p>
<p>第22節 その他 3-22-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用</p>	<p>第22節 その他 3-22-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用</p>
<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]</p>	<p>1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]</p>
<p>第2編 工事別編</p>	<p>第2編 工事別編</p>
<p>第1章 ほ場整備工事</p>	<p>第1章 ほ場整備工事</p>
<p>第1節 [略]</p>	<p>第1節 [略]</p>
<p>第2節 一般事項</p>	<p>第2節 一般事項</p>
<p>1-2-1 [略]</p>	<p>1-2-1 [略]</p>
<p>1-2-2 一般事項</p>	<p>1-2-2 一般事項</p>
<p>1 <u> </u> [略]</p>	<p>1 <u> </u> [略]</p>
<p>2 <u> </u> [略]</p>	<p>2 <u> </u> [略]</p>
<p><u>ア</u> [略]</p>	<p><u>1)</u> [略]</p>
<p><u>イ</u> [略]</p>	<p><u>2)</u> [略]</p>
<p>3 <u> </u> [略]</p>	<p>3 <u> </u> [略]</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p><u>ア</u> [略]</p>	<p><u>1)</u> [略]</p>
<p><u>イ</u> [略]</p>	<p><u>2)</u> [略]</p>
<p><u>ウ</u> [略]</p>	<p><u>3)</u> [略]</p>
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>4 <u> </u> [略]</p>	<p>4 <u> </u> [略]</p>
<p>第3節 整地工</p>	<p>第3節 整地工</p>
<p>1-3-1 整地工</p>	<p>1-3-1 整地工</p>
<p>1 <u> </u> [略]</p>	<p>1 <u> </u> [略]</p>
<p>2 <u> </u> [略]</p>	<p>2 <u> </u> [略]</p>
<p>3 <u> </u> [略]</p>	<p>3 <u> </u> [略]</p>
<p>4 <u> </u> [略]</p>	<p>4 <u> </u> [略]</p>
<p>5 <u> </u> [略]</p>	<p>5 <u> </u> [略]</p>
<p>6 <u> </u> [略]</p>	<p>6 <u> </u> [略]</p>
<p>1-3-2 ~ 1-3-3 [略]</p>	<p>1-3-1 整地工</p>
<p>1-3-4 暗渠排水工</p>	<p>1-3-4 暗渠排水工</p>
<p>1 <u> </u> [略]</p>	<p>1 <u> </u> [略]</p>
<p>2 <u> </u> [略]</p>	<p>2 <u> </u> [略]</p>
<p>3 <u> </u> [略]</p>	<p>3 <u> </u> [略]</p>
<p>1-3-5 ~ 1-3-7 [略]</p>	<p>1-3-5 ~ 1-3-7 [略]</p>
<p>1-3-8 取壊し工</p>	<p>1-3-8 構造物取壊し工</p>
<p><u>構造物の取壊しに当たっては</u>、第1編3-19-3 <u>取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>	<p><u>構造物取壊し工の施工については</u>、第1編3-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>
<p>第4節 用水路工（開水路）</p>	<p>第4節 用水路工（開水路）</p>
<p>1-4-1 ~ 1-4-3 [略]</p>	<p>1-4-1 ~ 1-4-3 [略]</p>
<p>1-4-4 用水路工</p>	<p>1-4-4 用水路工</p>
<p>1 <u> </u> [略]</p>	<p>1 <u> </u> [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略]</p>	<p>2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略]</p>
<p>1-4-5 ~ 1-4-6 [略]</p>	<p>1-4-5 ~ 1-4-6 [略]</p>
<p>第5節 用水路工 [略]</p>	<p>第5節 用水路工 [略]</p>
<p>第6節 排水路工</p>	<p>第6節 排水路工</p>
<p>1-6-1 ~ 1-6-3 [略]</p>	<p>1-6-1 ~ 1-6-3 [略]</p>
<p>1-6-4 排水路工</p>	<p>1-6-4 排水路工</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略]</p>
<p>1-6-5 [略]</p>	<p>1-6-5 [略]</p>
<p>第7節 [略]</p>	<p>第7節 [略]</p>
<p>第2章 農用地造成工事</p>	<p>第2章 農用地造成工事</p>
<p>第1節 [略]</p>	<p>第1節 [略]</p>
<p>第2節 一般事項</p>	<p>第2節 一般事項</p>
<p>2-2-1 [略]</p>	<p>2-2-1 [略]</p>
<p>2-2-2 一般事項</p>	<p>2-2-2 一般事項</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略]</p>
<p>第3節 基盤工</p>	<p>第3節 基盤工</p>
<p>2-3-1 暗渠排水工</p>	<p>2-3-1 暗渠排水工</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>
<p>2-3-2 造成土工</p>	<p>2-3-2 造成土工</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略]</p>
<p>ア <u> </u> [略] イ <u> </u> [略] ウ <u> </u> [略]</p>	<p>1) <u> </u> [略] 2) <u> </u> [略] 3) <u> </u> [略]</p>
<p>2-3-3 整形仕上げ工</p>	<p>2-3-3 整形仕上げ工</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>
<p>2-3-4 [略]</p>	<p>2-3-4 [略]</p>
<p>2-3-5 法止工</p>	<p>2-3-5 法止工</p>
<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>	<p>1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略]</p>
<p>2-3-6 [略]</p>	<p>2-3-6 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第4節 [略]</p> <p>第5節 畑面工</p> <p>2-5-1 畑面工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 畑面暗渠排水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第6節～第7節 [略]</p> <p>第8節 ほ場内沈砂池工</p> <p>2-8-1 ほ場内沈砂池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>第9節 防災施設工</p> <p>2-9-1 [略]</p> <p>2-9-2 ほ場外沈砂池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-9-3 洪水調整池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>2-9-4～2-9-6 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節～第2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 掘削工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-3-2 盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-3-3～3-3-6 [略]</p> <p>第4節～第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>3-6-1～3-6-4 [略]</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. [略]</p>	<p>第4節 [略]</p> <p>第5節 畑面工</p> <p>2-5-1 畑面工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 畑面暗渠排水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第6節～第7節 [略]</p> <p>第8節 ほ場内沈砂池工</p> <p>2-8-1 ほ場内沈砂池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-22建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>第9節 防災施設工</p> <p>2-9-1 [略]</p> <p>2-9-2 ほ場外沈砂池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>2-9-3 洪水調整池工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>2-9-4～2-9-6 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事</p> <p>第1節～第2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 掘削工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-3-2 盛土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-3-3～3-3-6 [略]</p> <p>第4節～第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工</p> <p>3-6-1～3-6-4 [略]</p> <p>3-6-5 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、<u>土分密着させ、背面土砂が吸い出されないように</u>しなければならない。</p> <p>3-6-6 補強土壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>3-6-7 ~ 3-6-8 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 カルバート工</p> <p>3-8-1 ~ 3-8-3 [略]</p> <p>3-8-4 現場打カルバート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-8-5 プレキャストカルバート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第9節 小型水路工</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 側溝工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>3-9-3 [略]</p> <p>3-9-4 集水樹工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-9-5 地下排水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第10節 落石防護工</p> <p>3-10-1 [略]</p> <p>3-10-2 落石防止網工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-10-3 落石防止柵工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p>	<p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、<u>付着、水密性を保つよう施工し</u>なければならない。</p> <p>3-6-6 補強土壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>3-6-7 ~ 3-6-8 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 カルバート工</p> <p>3-8-1 ~ 3-8-3 [略]</p> <p>3-8-4 現場打カルバート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-8-5 プレキャストカルバート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第9節 小型水路工</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 側溝工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>3-9-3 [略]</p> <p>3-9-4 集水樹工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>3-9-5 地下排水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第10節 落石防護工</p> <p>3-10-1 [略]</p> <p>3-10-2 落石防止網工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3-10-3 落石防止柵工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第11節 構造物撤去工 3-11-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第13節 路面排水工 3-13-1 [略] 3-13-2 側溝工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 3-13-3 ~ 3-13-4 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1 ~ 3-14-2 [略] 3-14-3 標識工 1. [略] 2. [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>(カ)</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> 反射シート</p>	<p>第11節 構造物撤去工 3-11-1 構造物取壊し工 構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第13節 路面排水工 3-13-1 [略] 3-13-2 側溝工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 3-13-3 ~ 3-13-4 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1 ~ 3-14-2 [略] 3-14-3 標識工 1. [略] 2. [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> <u>⑥</u> <u>2)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> 反射シート</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後								現行										
表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）								表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）										
型	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	型	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑			
			封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50				15	4.0	9.0	封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	カプセルレンズ型	12° (0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5			
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5			カプセルレンズ型	12° (0.2°)	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	
		5°	50	35	10	2.0	7.0					カプセルレンズ型	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	カプセルレンズ型	20° (0.33°)	30°					24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2			カプセルレンズ型	20° (0.33°)	40°			9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6					カプセルレンズ型	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	カプセルレンズ型	2.0°					30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			カプセルレンズ型	2.0°			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
	5°	250	170	45	20	45					カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25	カプセルレンズ型	12° (0.2°)					30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16			カプセルレンズ型	12° (0.2°)			40°	110	70	16	8.0	16
	5°	180	122	25	14	21					カプセルレンズ型	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
30°	100	67	14	7.0	11	カプセルレンズ型	20° (0.33°)	30°					100	67	14	7.0	11	
40°	95	64	13	7.0	11			カプセルレンズ型	20° (0.33°)	40°			95	64	13	7.0	11	
5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6					カプセルレンズ型	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	
30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	カプセルレンズ型	2.0°					30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	
40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			カプセルレンズ型	2.0°			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	
(旧)広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70					30	45	(旧)広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30
		30°	235	190	45	16	23			(旧)広角プリズム型	12° (0.2°)			30°	235	190	45	16
		5°	300	250	45	20	33	(旧)広角プリズム型	20° (0.33°)					5°	300	250	45	20
	30°	150	130	20	10	18	(旧)広角プリズム型					20° (0.33°)	30°	150	130	20	10	18
	5°	250	200	40	18	25				(旧)広角プリズム型	20° (0.33°)		5°	250	200	40	18	25
	30°	170	140	20	12	19		(旧)広角プリズム型	20° (0.33°)				30°	170	140	20	12	19
	5°	80	65	12	4.0	9.0	(旧)広角プリズム型					1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0
	30°	50	40	8.0	2.5	5.0				(旧)広角プリズム型	1.0°		30°	50	40	8.0	2.5	5.0
	5°	70	50	15	4.0	9.0		(旧)広角プリズム型	1.0°				5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	(旧)広角プリズム型					1.0°	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	5°	50	35	10	2.0	7.0				(旧)広角プリズム型	1.0°		5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0		(旧)広角プリズム型	1.0°				30°	24	16	4.0	1.0	3.0
5°	30	25	7.5	2.0	4.5	(旧)広角プリズム型	1.0°					5°	30	25	7.5	2.0	4.5	
30°	15	13	4.0	1.0	2.2					(旧)広角プリズム型	1.0°	30°	15	13	4.0	1.0	2.2	
5°	20	16	5.0	1.2	3.0			(旧)広角プリズム型	1.0°			5°	20	16	5.0	1.2	3.0	
30°	12	10	3.0	0.8	1.8	(旧)広角プリズム型	1.0°					30°	12	10	3.0	0.8	1.8	
カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45					20	45	カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20
		30°	150	100	25			11	25	カプセルプリズム型	12° (0.2°)			30°	150	100	25	11
		5°	180	122	25	14	21	カプセルプリズム型	12° (0.2°)					5°	180	122	25	14
	30°	100	67	14	7.0	11	カプセルプリズム型					12° (0.2°)	30°	100	67	14	7.0	11
	5°	150	110	25	13	21				カプセルプリズム型	20° (0.33°)		5°	150	110	25	13	21
	30°	72	54	13	6.0	10		カプセルプリズム型	20° (0.33°)				30°	72	54	13	6.0	10
	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	カプセルプリズム型					20° (0.33°)	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
	30°	12	10	3.0	0.8	1.8				カプセルプリズム型	20° (0.33°)		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
	広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75		50	70				広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75
			30°	235	190	45	16	25	広角プリズム型			12° (0.2°)			30°	235	190	45
			5°	400	280	54	30	50		広角プリズム型	12° (0.2°)				5°	400	280	54
		30°	170	140	20	12	19	広角プリズム型					20° (0.33°)	30°	170	140	20	12
5°		300	230	45	30	45	広角プリズム型		20° (0.33°)			5°		300	230	45	30	45
30°		170	140	20	12	19				広角プリズム型	20° (0.33°)	30°		170	140	20	12	19
5°		120	70	14	5.0	10		広角プリズム型				20° (0.33°)	5°	120	70	14	5.0	10
30°		50	40	8.0	2.5	5.0	広角プリズム型		1.0°				30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

- (2) ~ (3) [略]
- 3 [略]
- (1) [略]
- ア [略]
- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]

- (2) ~ (3) [略]
- 3 [略]
- (1) [略]
- 1) [略]
- 2) [略]
- 3) [略]
- 4) [略]
- 5) [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p> <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] <u>コ</u> [略] <u>サ</u> [略] <u>シ</u> [略] <u>ス</u> [略] <u>セ</u> [略] <u>ソ</u> [略] <u>タ</u> [略] <u>チ</u> [略] <u>ツ</u> [略] <u>テ</u> [略] <u>ト</u> [略] <u>ナ</u> [略] </p>	<p> <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> [略] <u>10)</u> [略] <u>11)</u> [略] <u>12)</u> [略] <u>13)</u> [略] <u>14)</u> [略] <u>15)</u> [略] <u>16)</u> [略] <u>17)</u> [略] <u>18)</u> [略] <u>19)</u> [略] <u>20)</u> [略] <u>21)</u> [略] </p>
<p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(2)～(3) [略]</p>
<p> 3-14-4 区画線工 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略] 8. <u> </u> [略] </p>	<p> 3-14-4 区画線工 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] 7. <u> </u> [略] 8. <u> </u> [略] </p>
<p>3-14-5 縁石工</p>	<p>3-14-5 縁石工</p>
<p>3-14-6 [略]</p>	<p>3-14-6 [略]</p>
<p> 3-14-7 付属物工 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] </p>	<p> 3-14-7 付属物工 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] 5. <u> </u> [略] 6. <u> </u> [略] </p>
<p>第4章 水路トンネル工事</p>	<p>第4章 水路トンネル工事</p>
<p>第1節 [略]</p>	<p>第1節 [略]</p>
<p>第2節 一般事項</p>	<p>第2節 一般事項</p>
<p> 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] </p>	<p> 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略] 4. <u> </u> [略] </p>
<p>第3節 [略]</p>	<p>第3節 [略]</p>
<p>第4節 構造物撤去工</p>	<p>第4節 構造物撤去工</p>
<p> 4-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 <u>取壊し工</u>の規定によるものとする。 </p>	<p> 4-4-1 <u>撤去物</u>取壊し工 <u>撤去物取壊しの施工については</u>、第1編3-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。 </p>
<p>第5節 トンネル工</p>	<p>第5節 トンネル工</p>
<p> 4-5-1 トンネル掘削工 1. <u> </u> [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] </p>	<p> 4-5-1 トンネル掘削工 1. <u> </u> [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] </p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p> <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] <u>コ</u> [略] <u>サ</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] 2. [略] (1) トンネル掘削の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（1）トンネル掘削の規定によるものとする。 (2) 坑内運搬の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（2）坑内運搬の規定によるものとする。 (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>(ア)</u> 支保工の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（3）支保工の規定によるものとする。 <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>(カ)</u> [略] <u>(キ)</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>(カ)</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] </p>	<p> <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> [略] <u>10)</u> [略] <u>11)</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> [略] 2. [略] (1) トンネル掘削の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（1）トンネル掘削の規定によるものとする。 (2) 坑内運搬の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（2）坑内運搬の規定によるものとする。 (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>①</u> 支保工の施工については、本条<u>1.</u>矢板工法（3）支保工の規定によるものとする。 <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> [略] <u>⑥</u> [略] <u>⑦</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> [略] <u>⑥</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>①</u> [略] </p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p><u>(イ)</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略]</p>	<p><u>②</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略]</p>
<p>4-5-2 覆工</p>	<p>4-5-2 覆工</p>
<p>1. [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] (2) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] <u>コ</u> [略] (4) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]</p>	<p>1. [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] (2) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> [略] <u>10)</u> [略] (4) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]</p>
<p>2. [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] (4) インパートコンクリート</p>	<p>2. [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] (4) インパートコンクリート</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>インパートコンクリートの施工については、本条1. 矢板工法（4）インパートコンクリートの規定によるものとする。</p> <p>4-5-3 ~ 4-5-4 [略]</p> <p>第6節 抗門工</p> <p>4-6-1 [略]</p> <p>4-6-2 コンクリート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第7節 トランジション工</p> <p>4-7-1 [略]</p> <p>4-7-2 トランジション工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第5章 水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工</p> <p>5-6-1 [略]</p> <p>5-6-2 現場打ち開渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 型枠及び支保の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>5. 足場の施工については、第1編3-20-11足場工の規定によるものとする。</p> <p>5-6-3 プレキャスト開渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 足場の施工については、第1編3-20-11足場工の規定によるものとする。</p> <p>第7節 暗渠工</p> <p>5-7-1 [略]</p>	<p>インパートコンクリートの施工については、本条1. 矢板工法（4）インパートコンクリートの規定によるものとする。</p> <p>4-5-3 ~ 4-5-4 [略]</p> <p>第6節 抗門工</p> <p>4-6-1 [略]</p> <p>4-6-2 コンクリート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第7節 トランジション工</p> <p>4-7-1 [略]</p> <p>4-7-2 トランジション工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第5章 水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>5-4-1 構造物取壊し工 構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工</p> <p>5-6-1 [略]</p> <p>5-6-2 現場打ち開渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 型枠工の施工については、第1編3-8-2型枠の規定によるものとする。</p> <p>5. 足場の施工については、第1編3-8-4足場の規定によるものとする。</p> <p>5-6-3 プレキャスト開渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 足場の施工については、第1編3-8-4足場の規定によるものとする。</p> <p>第7節 暗渠工</p> <p>5-7-1 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>5-7-2 現場打ち暗渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. <u>型枠及び支保</u>の施工については、第1編第3章第8節<u>型枠及び支保</u>の規定によるものとする。</p> <p>5. 足場の施工については、第1編3-20-11<u>足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>5-7-3 プレキャスト暗渠工</p> <p>1. <u>基礎工</u>の施工については、第1編第3章第4節基礎工の規定によるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第8節 分土工</p> <p>5-8-1 [略]</p> <p>5-8-2 分土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. <u>型枠、支保及び足場</u>の施工については、第1編第3章第8節<u>型枠及び支保</u>、<u>第1編3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>第9節 ~ 第10節 [略]</p> <p>第11節 擁壁工</p> <p>5-11-1 [略]</p> <p>5-11-2 現場打ち擁壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠及び支保</u>の施工については、第1編第3章第8節<u>型枠及び支保</u>の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>5-11-3 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>5-11-4 ~ 5-11-5 [略]</p> <p>第12節 ~ 第15節 [略]</p> <p>第6章 排水路工事、河川工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>6-1-1 適用</p> <p>本章は、<u>排水路工事、河川工事</u>に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>第2節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 <u>一般事項</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>1. 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-23建設副産物の規定によらなければならない。</p>	<p>5-7-2 現場打ち暗渠工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. <u>型枠工</u>の施工については、第1編3-8-2<u>型枠</u>の規定によるものとする。</p> <p>8. 足場の施工については、第1編3-8-4<u>足場</u>の規定によるものとする。</p> <p>5-7-3 プレキャスト暗渠工</p> <p>1. <u>礎</u>の施工については、第1編第3章第4節基礎工の規定によるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第8節 分土工</p> <p>5-8-1 [略]</p> <p>5-8-2 分土工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. <u>型枠及び支保、足場</u>の施工については、第1編第3章第8節<u>型枠及び支保</u>の規定によるものとする。</p> <p>第9節 ~ 第10節 [略]</p> <p>第11節 擁壁工</p> <p>5-11-1 [略]</p> <p>5-11-2 現場打ち擁壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠</u>の施工については、第1編第3章第8節<u>型枠及び支保</u>の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>5-11-3 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>5-11-4 ~ 5-11-5 [略]</p> <p>第12節 ~ 第15節 [略]</p> <p>第6章 排水路工事、河川工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>6-1-1 適用</p> <p>本章は、<u>河川及び排水路工事</u>に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>第2節 ~ 第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 <u>構造物取壊し工</u></p> <p>1. <u>一般事項</u></p> <p>(1) 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-22建設副産物の規定によらなければならない。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p><u>3</u> 受注者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>6-4-2 取壊し工 <u>構造物の取壊しにあたっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節 矢板護岸工 6-5-1 [略] 6-5-2 笠コンクリート工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 6-5-3 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-1 一般 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6-6-2 [略] 6-6-3 コンクリートブロック工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6 <u>[略]</u> 緑化ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 7 <u>[略]</u> 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 8 <u>[略]</u> 石張り、石積み工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 6-6-4 多自然型護岸工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 木杭の施工については、第1編3-4-2既製杭工<u>3</u>木杭工の規定によるものとする。 3 <u>[略]</u> 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6-6-5 [略] 6-6-5 羽口工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u></p> <p>第7節 根固め工 6-7-1 作業土工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 6-7-2 根固めブロック工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u></p>	<p><u>(3)</u> 受注者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>2. 構造物取壊し工 <u>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第5節 矢板護岸工 6-5-1 [略] 6-5-2 笠コンクリート工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 6-5-3 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-1 一般 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6-6-2 [略] 6-6-3 コンクリートブロック工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u> 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6 <u>[略]</u> 緑化ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 7 <u>[略]</u> 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 8 <u>[略]</u> 石張り、石積み工の施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 6-6-4 多自然型護岸工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 木杭の施工については、第1編3-4-2既製杭工<u>3</u>木杭工の規定によるものとする。 3 <u>[略]</u> 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編第3章第5節石<u>[略]</u>ブロック積（張）工の規定によるものとする。 4 <u>[略]</u> 5 <u>[略]</u> 6-6-5 [略] 6-6-5 羽口工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 3 <u>[略]</u></p> <p>第7節 根固め工 6-7-1 作業土工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u> 6-7-2 根固めブロック工 1 <u>[略]</u> 2 <u>[略]</u></p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
6-7-3 捨石工	6-7-3 捨石工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
6-7-4 沈床工	6-7-4 沈床工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9. <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10. <u> </u> [略]
11 <u> </u> [略]	11. <u> </u> [略]
12 <u> </u> [略]	12. <u> </u> [略]
13 <u> </u> [略]	13. <u> </u> [略]
第8節 柵渠工	第8節 柵渠工
6-8-1 [略]	6-8-1 [略]
6-8-2 柵渠工	6-8-2 柵渠工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
第9節 合流工	第9節 合流工
6-9-1 一般	6-9-1 一般
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
6-9-2 作業土工	6-9-2 作業土工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]
6-9-3 ~ 6-9-5 [略]	6-9-3 ~ 6-9-5 [略]
6-9-6 合流工	6-9-6 合流工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
4 <u> </u> [略]	4. <u> </u> [略]
5 <u> </u> [略]	5. <u> </u> [略]
6 <u> </u> [略]	6. <u> </u> [略]
7 <u> </u> [略]	7. <u> </u> [略]
8 <u> </u> [略]	8. <u> </u> [略]
9 <u> </u> [略]	9. <u> </u> [略]
10 <u> </u> [略]	10. <u> </u> [略]
11 <u> </u> [略]	11. <u> </u> [略]
12 <u> </u> [略]	12. <u> </u> [略]
13 <u> </u> [略]	13. <u> </u> [略]
第10節 ～ 第15節 [略]	第10節 [略]
第7章 管水路工事	第7章 管水路工事
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 一般事項	第2節 一般事項
7-2-1 適用すべき基準	7-2-1 適用すべき基準
(1) ～ (13) [略]	(1) ～ (13) [略]
(14) <u>J D P A - Z - 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)</u> <u>[削る]</u>	(14) <u>F R P M - Z - 2010 (鋼製異形管) 遠心力成形管用</u> <u>J D P A W 2010 (T形ダクタイル鉄管接合要領書)</u>
(15) ～ (23) [略]	(16) ～ (23) [略]
(24) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部： <u>長寿命形</u> 外面プラスチック被覆)	(24) J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)
(25) [略]	(25) [略]
7-2-2 一般事項	7-2-2 一般事項
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> 布設接合	2. <u> </u> 布設接合
(1) ～ (8) [略]	(1) ～ (8) [略]
(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、 <u>平成4年8月24日付け基発第480号及び</u> 平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守 <u>しなければならない</u> 。	(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、 <u>並びに</u> 平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守する。 <u>なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u>
(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、 <u>基床部</u> 内に捨梁を存置してはならない。	(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、 <u>砂基礎</u> 内に捨梁を存置してはならない。
(11) ～ (15) [略]	(11) ～ (15) [略]
(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト <u>及び</u> ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SII、US形継手についてはステンレスを使用するものとする。	(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト <u>、</u> ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SII、US形継手についてはステンレスを使用するものとする。
<u>[削る]</u>	<u>3. 柱木及び梯子胴木基礎工</u>
<u>3 構造物工 [略]</u>	<u>4. 構造物工 [略]</u>
第3節 [略]	第3節 [略]
第4節 構造物撤去工	第4節 構造物撤去工
7-4-1 取壊し工	7-4-1 構造物取壊し工
<u>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</u>	<u>構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3構造物取壊し工の規定によるものとする。</u>
第5節 管体基礎工	第5節 管体基礎工
7-5-1 砂基礎工	7-5-1 砂基礎工
1 <u> </u> [略]	1. <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2. <u> </u> [略]
3 <u> </u> [略]	3. <u> </u> [略]

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7-5-2 ~ 7-5-3 [略] 第6節 管体工 7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7-6-2 強化プラスチック複合管布設工 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> 鋼製異形管 (1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。 (2) [略] 7-6-3 ダクタイル鑄鉄管布設工 1 <u> </u> [略] (1) [略] (2) ボルトの締付けに当たっては、前条2 鋼製異形管(2)の規定によるものとする。 2 <u> </u> [略] 7-6-4 鋼管布設工 1 <u> </u> [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] (2) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] <u>コ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>(カ)</u> [略] <u>(キ)</u> [略]</p>	<p>4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7-5-2 ~ 7-5-3 [略] 第6節 管体工 7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略] 7-6-2 強化プラスチック複合管布設工 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> 鋼製異形管 (1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112-2009の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。 (2) [略] 7-6-3 ダクタイル鑄鉄管布設工 1 <u> </u> [略] (1) [略] (2) ボルトの締付けに当たっては、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工2. 鋼製異形管(2)の規定によるものとする。 2 <u> </u> [略] 7-6-4 鋼管布設工 1 <u> </u> [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] (2) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> [略] <u>10)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> [略] <u>⑥</u> [略] <u>⑦</u> [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																								
<p>(ク) [略] (ケ) [略] サ [略] シ [略] (3) [略] ア [略] イ [略] ウ [略]</p> <p style="text-align: center;">表7-6-1 外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>テーバ 付 き 直 管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>異形管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] 2. [略] (1) [略] ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] (2) [略] ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] (3) [略] ア 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。 <u>ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われている場合は、この限りではない。</u> イ [略] ウ [略] エ [略] 3. [略] 7-6-5 弁設置工</p>	管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」	2.0mm 以上	テーバ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上	異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上	<p>⑧ [略] ⑨ [略] 11) [略] 12) [略] (3) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略]</p> <p style="text-align: center;">表7-6-1 外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>テーバ 付 き 直 管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>異形管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) [略] 5) [略] 6) [略] 7) [略] 2. [略] (1) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] (2) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] 5) [略] 6) [略] 7) [略] 8) [略] (3) [略] 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。なお、呼び径800mm 未満では人力による内面塗装を行わないものとする。 2) [略] 3) [略] 4) [略] 3. [略] 7-6-5 弁設置工</p>	管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」	2.0mm 以上	テーバ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上	異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上
管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ																							
直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」	2.0mm 以上																							
テーバ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上																							
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上																							
管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ																							
直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W P S A-101)」	2.0mm 以上																							
テーバ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上																							
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101)」	2.0mm 以上																							

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. 受注者は、ボルトの締付けについて、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工² 鋼製異形管の（2）の規定によるものとする。 5. [略]</p> <p>第7節 分水弁室工 7-7-1 [略] 7-7-2 弁室工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略]</p> <p>7-7-3 付帯施設設置工 1. [略] 2. [略]</p> <p>第8節 ～ 第11節 [略]</p> <p>第12節 減圧水槽工 7-12-1 [略] 7-12-2 減圧水槽工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p> <p>7-12-3 [略]</p> <p>第13節 スラストブロック工 7-13-1 スラストブロック工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p> <p>第14節 付帯工 7-14-1 [略] 7-14-1 埋設物表示工 1. [略] 2. [略]</p> <p>第15節 ～ 第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節 ～ 第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 取壊し工 <u>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節 ～ 第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事 第1節 [略] 第2節 一般事項</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. 受注者は、ボルトの締付けについて、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工² 鋼製異形管の（2）の規定によるものとする。 5. [略]</p> <p>第7節 分水弁室工 7-7-1 [略] 7-7-2 弁室工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略]</p> <p>7-7-2 弁室工 1. [略] 2. [略]</p> <p>第8節 ～ 第11節 [略]</p> <p>第12節 減圧水槽工 7-12-1 [略] 7-12-2 減圧水槽工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p> <p>7-12-3 [略]</p> <p>第13節 スラストブロック工 7-13-1 スラストブロック工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略]</p> <p>第14節 付帯工 7-14-1 [略] 7-14-1 埋設物表示工 1. [略] 2. [略]</p> <p>第15節 ～ 第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節 ～ 第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 8-4-1 取壊し工 <u>構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節 ～ 第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事 第1節 [略] 第2節 一般事項</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>10-2-1 [略]</p> <p>10-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削</p> <p>1. [略]</p> <p>掘削は、<u>土砂掘削（転石等を服務）及び岩盤掘削</u>に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。 ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、本条2. 過掘の処理（1）の埋戻材料及び施工方法について監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 盛立材採取工</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第6節～第7節 [略]</p> <p>第8節 フィルダム堤体工</p> <p>10-8-1 盛立工</p> <p>1. [略]</p> <p>受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、<u>本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削5.</u> 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p>	<p>10-2-1 [略]</p> <p>10-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎掘削工</p> <p>10-4-1 堤体頂部掘削、10-4-2 堤体部掘削</p> <p>1. [略]</p> <p>掘削は、<u>次の2種類</u>に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。 <u>(1) 土砂掘削（転石等を含む）</u> <u>(2) 岩盤掘削</u> ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、本条2. 過掘の処理（1）の埋戻材料及び施工方法について監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p><u>4)</u> [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-22建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 盛立材採取工</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第6節～第7節 [略]</p> <p>第8節 フィルダム堤体工</p> <p>10-8-1 盛立工</p> <p>1. [略]</p> <p>受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、<u>本章10-4-2 堤体部掘削2.</u> 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>(1)～(4) [略] (5) [略] ア [略] イ [略] ウ [略] (6) [略] ア [略] イ [略] (7)～(11) [略] 3 [略] 4 [略] 5 フィルタ トランジションの盛立 6 [略] 7 [略] 10-8-2 埋設計器 1 [略] 2 [略] 10-8-3～10-8-4 [略] 第9節 監査廊 10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削の規定によるものとする。 10-9-2 コンクリート工 1 [略] 2 [略] 10-9-3 埋設工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 10-9-4 継目工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 10-9-5 [略] 第10節 [略] 第11節 グ라우チング工 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工 1 [略] 2 [略] 3 [略] (1) [略] (2) [略] ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略]</p>	<p>(1)～(4) [略] (5) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] (6) [略] 1) [略] 2) [略] (7)～(11) [略] 3 [略] 4 [略] 5 フィルタ トランジションの盛立 6 [略] 7 [略] 10-8-2 埋設計器 1 [略] 2 [略] 10-8-3～10-8-4 [略] 第9節 監査廊 10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部掘削の規定によるものとする。 10-9-2 コンクリート工 1 [略] 2 [略] 10-9-3 埋設工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 10-9-4 継目工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 10-9-5 [略] 第10節 [略] 第11節 グ라우チング工 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工 1 [略] 2 [略] 3 [略] (1) [略] (2) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p> <u>ホ</u> [略] <u>カ</u> [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) ~ (2) [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] (4) ~ (6) [略] (7) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] (8) [略] </p>	<p> <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) ~ (2) [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] (4) ~ (6) [略] (7) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] (8) [略] </p>
<p> 10-11-2 [略] 10-11-3 <u>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</u> カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の施工については、本章10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする。 </p>	<p> 10-11-2 [略] 10-11-3 <u>カーテン・補助カーテングラウチング工</u> カーテン・補助カーテングラウチング工の施工については、本章10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする。 </p>
<p> 第12節 ~ 第14節 [略] 第11章 <u>コンクリートダム工事</u> </p>	<p> 第12節 ~ 第14節 [略] 第11章 <u>コンクリートダム工事</u> </p>
<p> 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 <u>基礎掘削</u> </p>	<p> 第1節 ~ 第3節 [略] 第4節 <u>基礎掘削</u> </p>
<p> 11-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u> 1 <u>ー</u> [略] 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削の1</u> 掘削分類の規定によるものとする。 2 <u>ー</u> [略] 過堀の処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削2</u> 過堀の処理によるものとする。 3 <u>ー</u> [略] 付帯構造物の施工については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削3</u> 付帯構造物の規定によるものとする。 4 <u>ー</u> [略] 発破の制限については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削4</u> 発破の制限の規定によるものとする。 5 <u>ー</u> [略] 基礎地盤面処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削5</u> 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。 6 <u>ー</u> [略] 不良岩等の処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削6</u> 不良岩等の処理の規定によるものとする。 7 <u>ー</u> [略] 基礎地盤の確認及び検査については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削7</u> 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。 8 <u>ー</u> [略] </p>	<p> 11-4-1 <u>堤体頂部掘削、10-4-2 堤体部掘削</u> 1 <u>ー</u> [略] 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削1</u>、掘削分類の規定によるものとする。 2 <u>ー</u> [略] 過堀の処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削2</u>、過堀の処理によるものとする。 3 <u>ー</u> [略] 付帯構造物の施工については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削3</u>、付帯構造物の規定によるものとする。 4 <u>ー</u> [略] 発破の制限については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削4</u>、発破の制限の規定によるものとする。 5 <u>ー</u> [略] 基礎地盤面処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削5</u>、基礎地盤面の処理の規定によるものとする。 6 <u>ー</u> [略] 不良岩等の処理については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削6</u>、不良岩等の処理の規定によるものとする。 7 <u>ー</u> [略] 基礎地盤の確認及び検査については、第2編10-4-1 <u>堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削7</u>、基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。 8 <u>ー</u> [略] </p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1盛立工<u>1</u> 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略] 第6節 堤体工 11-6-1 コンクリート材料 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] (1)～(7) [略] (8) [略] ㄱ [略] ㄴ [略]</p> <p>11-6-2 コンクリート打設 1. [略] 2. [略] 3. [略] (1)～(3) [略] (4) [略] ㄱ [略] ㄴ [略] ㄷ [略] (5) [略] ㄱ [略] ㄴ [略] ㄷ [略] (6)～(7) [略] (8) [略] ㄱ [略] ㄴ [略] ㄷ [略] ㄹ [略] (9)～(10) [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p> <p>11-6-3 型枠工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略]</p> <p>11-6-4 [略] 11-6-5 冷却工 1. [略] 2. [略] 3. [略] (1) [略] ㄱ [略] ㄴ [略] ㄷ [略] ㄹ [略]</p>	<p style="text-align: center;">基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1盛立工<u>1</u> 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略] 第6節 堤体工 11-6-1 コンクリート材料 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] (1)～(7) [略] (8) [略] 1) [略] 2) [略]</p> <p>11-6-2 コンクリート打設 1. [略] 2. [略] 3. [略] (1)～(3) [略] (4) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] (5) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] (6)～(7) [略] (8) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] (9)～(10) [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p> <p>11-6-3 型枠工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略]</p> <p>11-6-4 [略] 11-6-5 冷却工 1. [略] 2. [略] 3. [略] (1) [略] 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p> <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] (2) [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) ~ (3) [略] (4) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] 5 <u>ー</u> [略] 11-6-6 継目グラウチング 1 <u>ー</u> [略] 2 <u>ー</u> [略] 3 <u>ー</u> [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] (2) ~ (3) [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] (5) [略] <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] 11-6-7 ~ 11-6-8 [略] 第7節 グ라우チング工 11-7-1 ~ 11-7-2 [略] 11-7-3 カーテン<u>グラウチング工</u>及び補助カーテングラウチング工 カーテン<u>グラウチング工</u>及び補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3 <u>カーテングラウチング工</u>及び補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。 第8節 雑工事 11-8-1 ~ 11-8-4 [略] 11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 </p>	<p> <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] (2) [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) ~ (3) [略] (4) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] 5 <u>ー</u> [略] 11-6-6 継目グラウチング 1 <u>ー</u> [略] 2 <u>ー</u> [略] 3 <u>ー</u> [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] (2) ~ (3) [略] 4 <u>ー</u> [略] (1) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] (2) [略] (3) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] (5) [略] <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] 11-6-7 ~ 11-6-8 [略] 第7節 グ라우チング工 11-7-1 ~ 11-7-2 [略] 11-7-3 カーテン<u>ー</u>補助カーテングラウチング工 カーテン補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3 <u>カーテン</u>補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。 第8節 雑工事 11-8-1 ~ 11-8-4 [略] 11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>23</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 </p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>11-8-6 ~ 11-8-7 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 架設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、<u>過早</u>な硬化などがないようにしなければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1 伸縮装置工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>12-4-2 ~ 12-4-4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p>1. 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆<u>又は</u>防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆<u>又は</u>防食強化を図らなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p>	<p>11-8-6 ~ 11-8-7 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 架設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p><u>4)</u> [略]</p> <p><u>5)</u> [略]</p> <p><u>6)</u> [略]</p> <p><u>7)</u> [略]</p> <p><u>8)</u> [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p><u>4)</u> [略]</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. 暑中における<u>グラウト</u>の施工については、グラウトの温度上昇、<u>過速</u>な硬化などがないようにしなければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p> <p>12-3-3 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1 伸縮装置工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>12-4-2 ~ 12-4-4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p><u>(1)</u> 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><u>(2)</u> 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p><u>①</u> 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p><u>(2)</u> 雨水や凍結防止を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合</p> <p><u>(3)</u> 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>12-4-6 [略]</p> <p>12-4-7 銘板工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 <u>ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 橋面防水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。</p>	<p><u>②</u> 雨水や凍結防止を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合</p> <p><u>③</u> 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>12-4-6 [略]</p> <p>12-4-7 銘板工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>15. [略]</p> <p>16. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25箇所（1箇所当たり5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p><u>4)</u> [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 橋面防水工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																				
<p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec</td> <td>3~20sec</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m², 30分)mm</td> <td>表層 1~4 mm 基層 1~6 mm</td> </tr> <tr> <td>ホイットラック[®]試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m²) 回/mm</td> <td>300 回/mm 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)</td> <td>8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) <u>監督職員が承諾した場合を除き</u>、気温が5℃以上のときに施工しなければならない。</p> <p>13. [略]</p> <p>12-5-4 [略]</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 [略]</p> <p>13-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 橋台工</p> <p>13-4-1 ~ 13-4-3 [略]</p> <p>13-4-4 躯体工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠、支保及び足場</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第1編第3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>第5節 ~ 第7節 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p>	項 目	基 準 値	流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec	3~20sec	貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m ² , 30分)mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm	ホイットラック [®] 試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m ²) 回/mm	300 回/mm 以上	曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	<p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec</td> <td>3~20</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m², 30分)mm</td> <td>表層 1~4 mm 基層 1~6 mm</td> </tr> <tr> <td>ホイットラック[®]試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m²) 回/mm</td> <td>300 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)</td> <td>8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 気温が5℃以上のときに施工しなければならない。</p> <p>13. [略]</p> <p>12-5-4 [略]</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 [略]</p> <p>13-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 橋台工</p> <p>13-4-1 ~ 13-4-3 [略]</p> <p>13-4-4 躯体工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p>第5節 ~ 第7節 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p>	項 目	基 準 値	流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec	3~20	貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m ² , 30分)mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm	ホイットラック [®] 試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m ²) 回/mm	300 以上	曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上
項 目	基 準 値																				
流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec	3~20sec																				
貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m ² , 30分)mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm																				
ホイットラック [®] 試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m ²) 回/mm	300 回/mm 以上																				
曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																				
項 目	基 準 値																				
流動性試験, リュエル流動性(240℃) sec	3~20																				
貫入量試験, 貫入量(40℃, 52.5kg/5c m ² , 30分)mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm																				
ホイットラック [®] 試験, 動的安定度(60℃, 6.4kg/c m ²) 回/mm	300 以上																				
曲げ試験, 破断ひずみ(-10℃, 50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																				

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>14-2-1 [略]</p> <p>14-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-2-3 定義</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 可動堰本体工</p> <p>14-4-1 ~ 14-4-6 [略]</p> <p>14-4-7 床版（堰体）工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>14-4-8 堰柱工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>14-4-9 [略]</p> <p>14-4-10 ゲート操作台工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-4-11 水叩（エプロン）工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-4-12 ~ 14-4-14 [略]</p> <p>第5節 固定堰本体工</p> <p>14-5-1 ~ 14-5-6 [略]</p> <p>14-5-7 堰体工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-5-8 ~ 14-5-9 [略]</p> <p>第6節 護床工</p> <p>14-6-1 ~ 14-6-2 [略]</p> <p>14-6-3 間詰工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-6-4 ~ 14-6-6 [略]</p> <p>第7節 ~ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション柵の購入</p>	<p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>14-2-1 [略]</p> <p>14-2-2 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-2-3 定義</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 可動堰本体工</p> <p>14-4-1 ~ 14-4-6 [略]</p> <p>14-4-7 床版（堰体）工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>14-4-8 堰柱工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>14-4-9 [略]</p> <p>14-4-10 ゲート操作台工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-4-11 水叩（エプロン）工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-4-12 ~ 14-4-14 [略]</p> <p>第5節 固定堰本体工</p> <p>14-5-1 ~ 14-5-6 [略]</p> <p>14-5-7 堰体工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-5-8 ~ 14-5-9 [略]</p> <p>第6節 護床工</p> <p>14-6-1 ~ 14-6-2 [略]</p> <p>14-6-3 間詰工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>14-6-4 ~ 14-6-6 [略]</p> <p>第7節 ~ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション柵購入工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1 <u>受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものを用いなければならない。</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>(1) ~ (2) <u>[略]</u></p> <p>(3) <u>コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</u> <u>ア</u> 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。 <u>イ</u> 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を低下させないよう留意しなければならない。 <u>なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。</u></p> <p>(4) <u>プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>5 <u>[略]</u></p> <p>6 <u>[略]</u></p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁の購入 <u>プレキャストブロック桁を購入する場合は、本章14-9-2プレテンション桁の購入の規定によるものとする。</u></p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>14-9-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>5 <u>[略]</u></p> <p>6 <u>[略]</u></p> <p>14-9-7 PC箱桁製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>14-9-8 [略]</p> <p>14-9-9 架設桁架設工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>14-9-10 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 機場下部工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>15-2-1 <u>[略]</u></p> <p>15-2-2 <u>一般事項</u></p>	<p>1 <u>受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものを用いなければならない。</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>(1) ~ (2) <u>[略]</u></p> <p>(3) <u>コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</u> <u>1)</u> 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 <u>2)</u> 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を低下させてはならない。</p> <p>(4) <u>プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>14-9-3 ポストテンションT（I）桁製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>5 <u>[略]</u></p> <p>6 <u>[略]</u></p> <p>14-9-4 プレキャストブロック桁購入工 <u>プレキャストブロック購入については、本章14-9-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</u></p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>14-9-6 PCホロースラブ製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>5 <u>[略]</u></p> <p>6 <u>[略]</u></p> <p>14-9-7 PC箱桁製作工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>4 <u>[略]</u></p> <p>14-9-8 [略]</p> <p>14-9-9 架設桁架設工</p> <p>1 <u>[略]</u></p> <p>2 <u>[略]</u></p> <p>3 <u>[略]</u></p> <p>14-9-10 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 機場下部工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>15-2-1 <u>[略]</u></p> <p>15-2-2 <u>一般事項</u></p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p>
<p>第3節 [略]</p>	<p>第3節 [略]</p>
<p>第4節 機場本體工</p>	<p>第4節 機場本體工</p>
<p>15-4-1 作業土工</p>	<p>15-4-1 作業土工</p>
<p>1. [略] 2. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略]</p>
<p>15-4-2 ~ 15-4-4 [略]</p>	<p>15-4-2 ~ 15-4-4 [略]</p>
<p>15-4-5 本體工</p>	<p>15-4-5 本體工</p>
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略]</p>
<p>15-4-6 燃料貯油槽工</p>	<p>15-4-6 燃料貯油槽工</p>
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略]</p>
<p>第5節 遊水池工</p>	<p>第5節 遊水池工</p>
<p>15-5-1 ~ 15-5-5 [略]</p>	<p>15-5-1 ~ 15-5-5 [略]</p>
<p>15-5-6 コンクリート床板工</p>	<p>15-5-6 コンクリート床板工</p>
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>
<p>15-5-7 [略]</p>	<p>15-5-7 [略]</p>
<p>第16章 地すべり防止工事</p>	<p>第16章 地すべり防止工事</p>
<p>第1節 [略]</p>	<p>第1節 [略]</p>
<p>第2節 一般事項</p>	<p>第2節 一般事項</p>
<p>16-2-1 [略]</p>	<p>16-2-1 [略]</p>
<p>16-2-2 一般事項</p>	<p>16-2-2 一般事項</p>
<p>1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>	<p>1. [略] 2. [略] 3. [略]</p>
<p>第3節 [略]</p>	<p>第3節 [略]</p>
<p>第4節 構造物撤去工</p>	<p>第4節 構造物撤去工</p>
<p>16-4-1 取壊し工</p>	<p>16-4-1 構造物取壊し工</p>
<p>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p>	<p>構造物取壊しの施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p>
<p>第5節 [略]</p>	<p>第5節 [略]</p>
<p>第6節 水抜きポーリング工</p>	<p>第6節 水抜きポーリング工</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>16-6-1 水抜きボーリング工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>16-6-2 面壁工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕 足場の施工については、第1偏 <u>3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>16-7-1 〔略〕</p> <p>16-7-2 集水井工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>16-7-3 ~ 16-7-4 〔略〕</p> <p>第8節 抑止杭工</p> <p>16-8-1 〔略〕</p> <p>16-8-2 抑止杭工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>第9節 水路工</p> <p>16-9-1 承水路工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-9-2 〔略〕</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>16-10-1 明暗渠工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-10-2 〔略〕</p> <p>第11節 〔略〕</p> <p>第12節 アンカー工</p> <p>16-12-1 〔略〕</p> <p>16-12-2 受圧版</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-12-3 プレキャスト受圧版</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>第13節 ~ 第15節 〔略〕</p>	<p>16-6-1 水抜きボーリング工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>16-6-2 面壁工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕 足場の施工については、第1偏 3-8-4足場の規定によるものとする。</p> <p>第7節 集水井設置工</p> <p>16-7-1 〔略〕</p> <p>16-7-2 集水井工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>16-7-3 ~ 16-7-4 〔略〕</p> <p>第8節 抑止杭工</p> <p>16-8-1 〔略〕</p> <p>16-8-2 抑止杭工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>第9節 水路工</p> <p>16-9-1 承水路工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-9-2 〔略〕</p> <p>第10節 暗渠工</p> <p>16-10-1 明暗渠工</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-10-2 〔略〕</p> <p>第11節 〔略〕</p> <p>第12節 アンカー工</p> <p>16-12-1 〔略〕</p> <p>16-12-2 受圧版</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>16-12-3 プレキャスト受圧版</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>第13節 ~ 第15節 〔略〕</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第17章 PCタンク工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 床版工</p> <p>17-4-1 床版工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. <u>型枠及び支保</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>第5節 側壁工</p> <p>17-5-1 側壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. <u>型枠及び支保</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 歩廊工</p> <p>17-7-1 歩廊工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第8節 ～ 第11節 [略]</p> <p>第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>18-2-1 ～ 18-2-2 [略]</p> <p>18-2-3 定義</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 雑物除去工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>18-3-2 表土剥ぎ工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>18-3-3 ～ 18-3-7 [略]</p> <p>18-3-8 掘削土の流用</p> <p>1. [略]</p>	<p>第17章 PCタンク工事</p> <p>第1節 ～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 床版工</p> <p>17-4-1 床版工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. <u>型枠</u>及び支保の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>第5節 側壁工</p> <p>17-5-1 側壁工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. <u>型枠</u>及び支保の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 歩廊工</p> <p>17-7-1 歩廊工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>第8節 ～ 第11節 [略]</p> <p>第18章 ため池改修工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>18-2-1 ～ 18-2-2 [略]</p> <p>18-2-3 定義</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 雑物除去工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>18-3-2 表土剥ぎ工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>18-3-3 ～ 18-3-7 [略]</p> <p>18-3-8 掘削土の流用</p> <p>1. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>2. <u> </u> [略]</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1. <u> </u> 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「<u>建設汚泥処理土利用基準</u>」の第4種<u>処理土</u>相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。 なお、第4種<u>処理土</u>相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. <u> </u> 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「<u>土壌汚染対策法</u>」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10 堤体盛立工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>11. <u> </u> [略]</p> <p>12. <u> </u> [略]</p> <p>13. <u> </u> [略]</p> <p>14. <u> </u> [略]</p> <p>15. <u> </u> [略]</p> <p>16. <u> </u> [略]</p> <p>17. <u> </u> [略]</p> <p>18. <u> </u> [略]</p> <p>19. <u> </u> [略]</p> <p>18-3-11 ~ 18-3-13 [略]</p> <p>第4節 地盤改良工</p> <p>18-4-1 浅層改良工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>18-4-2 深層改良工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>11. <u> </u> [略]</p>	<p>2. <u> </u> [略]</p> <p>18-3-9 掘削土の搬出工</p> <p>1. <u> </u> 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準(案)</u>の第4種<u>建設発生土</u>相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。 なお、第4種<u>建設発生土</u>相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. <u> </u> 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「<u>水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）</u>」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10 堤体盛立工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>11. <u> </u> [略]</p> <p>12. <u> </u> [略]</p> <p>13. <u> </u> [略]</p> <p>14. <u> </u> [略]</p> <p>15. <u> </u> [略]</p> <p>16. <u> </u> [略]</p> <p>17. <u> </u> [略]</p> <p>18. <u> </u> [略]</p> <p>19. <u> </u> [略]</p> <p>18-3-11 ~ 18-3-13 [略]</p> <p>第4節 地盤改良工</p> <p>18-4-1 浅層改良工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>18-4-2 深層改良工</p> <p>1. <u> </u> [略]</p> <p>2. <u> </u> [略]</p> <p>3. <u> </u> [略]</p> <p>4. <u> </u> [略]</p> <p>5. <u> </u> [略]</p> <p>6. <u> </u> [略]</p> <p>7. <u> </u> [略]</p> <p>8. <u> </u> [略]</p> <p>9. <u> </u> [略]</p> <p>10. <u> </u> [略]</p> <p>11. <u> </u> [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第5節 洪水吐工</p> <p>18-5-1 洪水吐工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>第6節 取水施設工</p> <p>18-6-1 取水施設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>18-6-2 ゲート及びバルブ製作工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>18-6-3 取水ゲート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>18-6-4 土砂吐ゲート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第7節 浚渫工</p> <p>18-7-1 土質改良工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理基準」の第4種処理土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（q_U）が50kN/m²以上）に改良しなければならぬ。</p> <p>なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>第5節 洪水吐工</p> <p>18-5-1 洪水吐工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>第6節 取水施設工</p> <p>18-6-1 取水施設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>18-6-2 ゲート及びバルブ製作工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>18-6-3 取水ゲート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>18-6-4 土砂吐ゲート工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>第7節 浚渫工</p> <p>18-7-1 土質改良工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、建設汚泥再生利用技術基準(案)の第4種建設発生土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上若しくは一軸圧縮強度（q_U）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。</p> <p>なお、第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>10. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壌汚染対策法」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第20章 推進工事 第1節 ～ 第3節 [略] 第4節 一般事項 20-4-1 立坑工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 20-4-2 [略] 20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 10. [略] 11. [略] 12. [略] 20-4-4 推進作業（開放型：刃口推進工法） 1. [略] 2. [略] 3. [略] 20-4-5 滑材及び裏込め注入 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 20-4-6 立坑内管布設工 1. [略] 2. [略] 第5節 仮設工 20-5-1 通信及び換気設備工 [略] 20-5-2 ～ 10-5-6 [略]</p>	<p>10. 受注者は、透漚土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に透漚土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第20章 推進工事 第1節 ～ 第3節 [略] 第4節 一般事項 20-4-1 立坑工 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 20-4-2 [略] 20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 10. [略] 11. [略] 12. [略] 20-4-4 推進作業（開放型：刃口推進工法） 1. [略] 2. [略] 3. [略] 20-4-5 滑材及び裏込め注入 1. [略] 2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 20-4-6 立坑内管布設工 1. [略] 2. [略] 第5節 仮設工 20-5-1 通信・換気設備工 [略] 20-5-2 ～ 10-5-6 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後

現行

工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	様式※	受注者書類作成の位置付け					備考
						受注者書類作成の位置付け					
						契約書 締結時	発注 書発注時	発注 書発注時	発注 書発注時	発注 書発注時	
契約関係書類	契約関係書類	11	現場代理人等通知書	契約10条1項		○					
		2	現場代理人等変更通知書	契約10条1項		○					
		3	現場代理人の兼任（変更）申請書	共1-1-59							
		4	工事開始日通知書	共1-1-65							受注者は、計画書書の提出期限内に通知する。
		5	請負代金内訳書	契約第3条2項							請負代金額が1億円以上かつ工期が9ヶ月を超える工事
		6	工程表（変更工程表）	契約第3条1項 共1-1-4							契約締結後7日以内
		7	建設費還納金共済制度の掛金収納書	共1-1-51							建設費還納金共済制度に該当する場合。
		8	建設共済証受払簿	建設費還納金共済制度の普及徹底について(昭13.18)建設費還納金共済制度(昭24等)							共済証の購入状況を把握するため、共済証の受払簿その他の関係資料について提出を求めることがある。
		9	法定外の労災保険の付保	特別仕様書							監督員から請求があった場合は提出する。
		10	請求書(前払金)	契約第35条1項							
工事着手前	その他	11	コンクリート養生記録簿	共1-1-7							工事請負内容の1万円以上受注・変更・訂正時にそれぞれ提示する。
		12	品質証明書通知書	共1-1-60 特別仕様書							原則、農政が指定する多角形1層以上の工事及び特別仕様書に指定する工事(ダム、ため池、堤防、河川工作物、ファームボート、防排水構築等の重要構造物)
		13	再生資源利用計画書 -建設費対入工事用-	共1-1-23 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)							建設費対入工事用システム(COBRIS)等により作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		14	再生資源利用計画書 -建設費対入工事用-	共1-1-23 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)							建設費対入工事用システム(COBRIS)等により作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		15	下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書	共1-1-61							該当する場合、監督員に提出する。
		16	農産物等不活用状況報告書	共1-1-62							該当する場合、監督員に提出する。
		17	施工計画書	共1-1-5							
		18	設計図書の変更確認資料 (設計図書18条に該当する事実があった場合)	共1-1-3							契約第18条第1項に該当した場合。
		19	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共1-1-46							
		20	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共1-1-46							設計図書と差異があった場合
工事進行中	施工体制	21	施工体制台帳	共1-1-14							下請契約を締結する全ての工事で提出する。
		22	施工体制台帳	共1-1-14							下請契約を締結する全ての工事で提出する。
		23	再下請通知書	共1-1-14							再下請契約を締結する全ての工事で提出する。
		24	工事打合せ簿 (協議、承認、提出、報告、通知)								
		25	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共1-1-44							許可、承認後の資料を提出する。
		26	近隣協議資料	共1-1-44							監督員から請求があった場合は提出する。
		27	材料使用承認書	共1-1-25 特別仕様書							試験的調査等の資料の添付、引取扱いの資料は不要。
		28	材料品質証明書	共1-1-25							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
		29	材料納入伝票								設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合は提出する。
		30	立会検閲書(工事打合せ簿)	共1-1-26							打合せ簿にて対応
完了後	完了後	31	関係確認書	共1-1-26 特別仕様書							
		32	休日・夜間作業簿	共1-1-45							口頭、ファクシム、電子メールなどにより連絡する。ただし、夜間上の工事を行う場合は提出する。
		33	安全教育・訓練等の記録	共1-1-35							監督員の請求があった場合に提示する。完成時に実施状況写真を添付し提出する。
		34	工事事故報告書	共1-1-39							事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに提出する。
		35	工事履行報告書	契約11条 共1-1-33							

工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿児島県農政部版】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	様式※	受注者書類作成の位置付け					備考	
						契約書 締結時	発注 書発注時	発注 書発注時	発注 書発注時	発注 書発注時		
契約関係書類	契約関係書類	1	現場代理人等通知書	契約10条1項		○						
		2	工事開始日通知書	特別仕様書		○					受注者は、計画書書の提出期限内に通知する。	
		3	工程表	契約第3条1項 共1-1-4		○					契約締結後7日以内	
		4	請負代金内訳書	契約第3条2項		○						
		5	建設共済証受払簿	建設費還納金共済制度の普及徹底について(昭13.18)建設費還納金共済制度(昭24等)			○				共済証の購入状況を把握するため、共済証の受払簿その他の関係資料について提出を求めることがある。	
		6-1	法定外の労災保険の付保	契約第58条 特別仕様書			○					
		7	請求書(前払金)	契約第34条の2第1項			○					
		8	コンクリート養生記録簿	共1-1-7			○					
		9	品質証明書通知書	特別仕様書			■	○				工事請負代金30万円以上受注・変更・訂正時にそれぞれ提示する。
		工事進行中	施工体制	10	建設工事に係る資材の再資源化等の報告書			○				
11	再生資源利用計画書 -建設費対入工事用-			共1-1-23 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			○				建設費対入工事用システム(COBRIS)等により作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
11-1	再生資源利用計画書 -建設費対入工事用-			共1-1-23 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			○				建設費対入工事用システム(COBRIS)等により作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
12	休日取得時間表			特別仕様書			○				週休2日試行工事を実施する場合	
13	施工計画書			共1-1-5			○					
14	設計図書の変更確認資料 (設計図書18条に該当する事実があった場合)			共1-1-3			○				○ 契約書18条第1項に該当した場合。	
15	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)			共1-1-46			○					
16	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)			共1-1-46			○				○ 設計図書と差異があった場合	
17	施工体制台帳			共1-1-14			○				○ 下請契約を締結する全ての工事で提出する。	
18	施工体制台帳			共1-1-14			○				○ 下請契約を締結する全ての工事で提出する。	
完了後	完了後	18-1	再下請通知書	共1-1-14		○						
		19	工事打合せ簿 (協議、承認、提出、報告、通知)	契約第9条の4			○					
		20	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共1-1-43			○				○ 許可後の資料については提示とする。ただし、監督員から請求があった場合は提出する。	
		21	近隣協議資料	共1-1-43			○				○ 監督員から請求があった場合は提出する。	
		22	材料使用承認書	共1-1-24 特別仕様書			○				○ 試験的調査等の資料の添付、引取扱いの資料は不要。	
		23	材料品質証明書	共1-1-24			○				○ 設計図書で指定した材料がある場合に提出する。	
		24	材料納入伝票				○				○ 設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合は提出する。	
		25	建設費対入実績報告書	特別仕様書			○				○ 完成時及び監督員から指示された場合に提出する。	
		26	立会検閲書(工事打合せ簿)				○				○ 打合せ簿にて対応	
		27	関係確認書	特別仕様書			○					
28	休日・夜間作業簿	共1-1-44			○				○ 口頭、ファクシム、電子メールなどにより連絡する。ただし、夜間上の工事を行う場合は提出する。			
29	安全教育・訓練等の記録	共1-1-34			○	○			○ 監督員の請求があった場合に提示する。完成時に実施状況写真を添付し提出する。			
30	工事事故報告書	共1-1-38			○	○			○ 事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに提出する。			
31	工事履行報告書	契約11条 共1-1-32			○							
32	中間前払金認定請求書	契約第35条4項			○							
33	請求書(中間前払金)	契約第35条3項			○							
34	指定部分完成通知書	契約第39条1項			○					令和4年4月1日以降の完成工事から適用		

※様式については、○：標準様式 ■：参考様式 ▲：農林水産省様式 -：任意様式

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後										現行															
手直し	農産物等の製造・加工	36	認定請求書	契約35条4項			□		○																
		37	請求書(中間納払金)	契約35条3項			□		○																
		38	指定部分完成通知書	契約39条1項			□		○													令和4年4月1日以後の完成工事から適用			
		39	指定部分引渡書	契約39条1項			□		○																
		40	請求書(指定部分完済払金)	契約39条1項			□		○																
		41	請負工事経済部分保護請求書	契約39条の2の2項			□		○														工期の延長を請求する場合に提出する。		
		42	請求書(部分払金)	契約38条の2の5項 共1-1-30			□		○																
		43	請求内訳書(部分払の場合)	契約38条の2の5項 共1-1-30			□		○																
		44	請求内訳書(箇条部分払の場合)	契約42条1項 共1-1-30			□		○																
		45	請求内訳書(指定部分払の場合)	契約39条2項 共1-1-30			□		○																
		46	工事出来高内訳書	契約38条の2の2項 共1-1-30			□		○															工期の延長を請求する場合に提出する。	
		47	工期延期届	契約22条1項			□		○															工期の延長を請求する場合に提出する。	
		48	修補完了報告書	契約32条1項			■			○															
		49	修補完了届	契約32条6項			□			○															
		50	部分使用届書(承認書)	契約34条1項			□			○														部分使用がある場合に提出する。	
		現場実働発生品	農産物等の製造・加工	51	支給材料受領書 (支給品受領書)	契約15条3項 共1-1-21			▲	□		○													支給材料を受領した場合に提出する。
				52	支給材料返還書 (支給品返還書)	契約15条4項 共1-1-21			▲	□		○													支給材料が不要となった場合に提出する。
				53	工事現場発生材報告書	共1-1-22			□		○														現場発生材がある場合に提出する。
				54	出来高報告書 (数量内訳書、出来高届)	契約38条の2の2項 共1-1-27 共1-1-30			-		○														中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。
		その他	農産物等の製造・加工	55	産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表	共1-1-23 特別仕様書			□		○		○											産業廃棄物を搬出した場合に提出する。工事完成段階に5頁の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を添付	
56	完成通知書			契約22条1項 共1-1-29			□		○																
工事完成時	農産物等の製造・加工	57	引渡書	契約32条4項			□		○																
		58	請求書	契約33条1項			□		○																
		59	施工管理資料 (出来形、品質、写真)	共1-1-31					○															施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
		60	出来形数量	共1-1-27					○															施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
		61	品質証明書	共1-1-25 特別仕様書			□		○															契約図書で規定された場合に提出する。	
		62	現場環境改善の実施状況	共1-1-70			-		○															現場環境改善が必要な工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工管理資料に添付提出するとともに、工事完了時には実施報告書を提出する。	
		63	創業工夫・社会性等に関する実施状況	共1-1-48			□		○															創業工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。	
		64	工事完成届	共1-1-28 共1-1-38			-			○														電子納品等運用ガイドライン(業)【土木工事情】に基づき、電子納品及び他の成果品で納品する。	
		65	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共1-1-24 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			-			○														該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)等により作成して提出する。	
		66	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共1-1-24 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			-			○														該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)等により作成して提出する。	
		67	下請業者使用実績報告書	共1-1-61			□			○														完成時に電子納品等運用ガイドライン(業)に基づき、電子納品する。〔監査員に提示された場合は別表提出。〕	
		68	農産資材使用実績報告書	共1-1-62			□			○														完成時に電子納品等運用ガイドライン(業)に基づき、電子納品する。〔監査員に提示された場合は別表提出。〕	
		その他	農産物等の製造・加工	54	完成通知書	契約22条1項 共1-1-29			□		○														
				55	引渡書	契約32条4項			□		○														
				56	請求書	契約33条1項			□		○														
				57	引渡書	契約32条4項			□		○														
58	請求書			契約33条1項			□		○																
59	施工管理資料 (出来形、品質、写真)			共1-1-31					○															施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
60	出来形数量			共1-1-27					○															施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
61	品質証明書			共1-1-25 特別仕様書			□		○															契約図書で規定された場合に提出する。	
62	現場環境改善の実施状況			共1-1-70			-		○															現場環境改善が必要な工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工管理資料に添付提出するとともに、工事完了時には実施報告書を提出する。	
63	創業工夫・社会性等に関する実施状況	共1-1-48			□		○															創業工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。			
64	工事完成届	共1-1-28 共1-1-38			-			○														電子納品等運用ガイドライン(業)【土木工事情】に基づき、電子納品及び他の成果品で納品する。			
65	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共1-1-24 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			-			○														該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)等により作成して提出する。			
66	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共1-1-24 鹿児島県における再生資源活用 工事実施要領(土木)			-			○														該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)等により作成して提出する。			
67	下請業者使用実績報告書	共1-1-61			□			○														完成時に電子納品等運用ガイドライン(業)に基づき、電子納品する。〔監査員に提示された場合は別表提出。〕			
68	農産資材使用実績報告書	共1-1-62			□			○														完成時に電子納品等運用ガイドライン(業)に基づき、電子納品する。〔監査員に提示された場合は別表提出。〕			

※様式については、□：標準式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、-：任意様式

※様式については、□：標準式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、-：任意様式

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>契約書第10条関係</p> <div data-bbox="219 276 1016 1259" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>第4-1号様式</p><p style="text-align: center;">現場代理人等通知書</p><p style="text-align: right;">年月日：</p><p style="text-align: center;">(契約担当者) 殿</p><p style="text-align: center;">(請負者)</p><p>年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事に ついて工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知 します。</p><p style="text-align: center;">記</p><p>現場代理人氏名 主任技術者又は 監理技術者氏名 特例監理技術者 監理技術者補佐氏名 専門技術者氏名</p><p>※技術者については、「資格者証(写し)」を添付してください。 ※主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐については、 「直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(写し)」を添付してください。 ※現場代理人については、氏名の隣に生年月日を記載してください。 ※営業所の専任技術者は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。(特例除く)</p></div>	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行												
<p>契約書第10条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>第4-2号様式</p> <p style="text-align: right;">年月日:</p> <p>(契約担当者) 殿</p> <p style="text-align: center;">(請負者)</p> <p style="text-align: center;">現場代理人等変更通知書</p> <p>工事名</p> <p>年 月 日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記 のとおり変更したいので、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">現場代理人等変更年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>変更する現場代理人等区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧現場代理人等氏名</td> <td>新現場代理人等氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">変 更 事 由</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <p>※技術者については、「資格者証(写し)」を添付してください。 ※主任技術者・監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐については、「直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(写し)」を添付してください。 ※現場代理人については、氏名の下に生年月日を記載してください。 ※営業所の専任技術者は、現場の主任技術者等になることができません。(特例除く)</p> <p>(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式-1に準ずる。</p> <p>2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人 ・主任技術者 ・監理技術者 ・特例監理技術者 ・監理技術者補佐 ・専門技術者 </div>	現場代理人等変更年月日		変更する現場代理人等区分		旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名			変 更 事 由				
現場代理人等変更年月日													
変更する現場代理人等区分													
旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名												
変 更 事 由													

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																																													
<p>共通仕様書第1編1-1-59関係</p> <p>別紙1 令和 年 月 日</p> <p>契約担当者 殿</p> <p>請負者 商号又は名称 代表者の氏名 印</p> <p>現場代理人の兼任（変更）申請書</p> <p>下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">①兼任する工事 (県農政一部工事)</td> <td>主任技術者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>請負金額(税込み)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人不在の間の緊急連絡先</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">②兼任する他の工事</td> <td>主任技術者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>請負金額(税込み)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>監督員氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注機関の連絡先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">③兼任する他の工事</td> <td>主任技術者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>請負金額(税込み)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>監督員氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発注機関の連絡先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工事現場の相互の距離</td> <td>①-②</td> <td colspan="2">k m</td> </tr> <tr> <td>①-③</td> <td colspan="2">k m</td> </tr> <tr> <td>②-③</td> <td colspan="2">k m</td> </tr> </table>	①兼任する工事 (県農政一部工事)	主任技術者			現場代理人			工事名			工事場所			工期			請負金額(税込み)			現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名				連絡先			②兼任する他の工事	主任技術者			現場代理人			工事名			工事場所			工期			請負金額(税込み)			発注機関名			監督員氏名			発注機関の連絡先			③兼任する他の工事	主任技術者			現場代理人			工事名			工事場所			工期			請負金額(税込み)			発注機関名			監督員氏名			発注機関の連絡先			工事現場の相互の距離	①-②	k m		①-③	k m		②-③	k m		
①兼任する工事 (県農政一部工事)		主任技術者																																																																																												
		現場代理人																																																																																												
		工事名																																																																																												
		工事場所																																																																																												
		工期																																																																																												
		請負金額(税込み)																																																																																												
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名																																																																																												
	連絡先																																																																																													
②兼任する他の工事	主任技術者																																																																																													
	現場代理人																																																																																													
	工事名																																																																																													
	工事場所																																																																																													
	工期																																																																																													
	請負金額(税込み)																																																																																													
	発注機関名																																																																																													
監督員氏名																																																																																														
発注機関の連絡先																																																																																														
③兼任する他の工事	主任技術者																																																																																													
	現場代理人																																																																																													
	工事名																																																																																													
	工事場所																																																																																													
	工期																																																																																													
	請負金額(税込み)																																																																																													
	発注機関名																																																																																													
監督員氏名																																																																																														
発注機関の連絡先																																																																																														
工事現場の相互の距離	①-②	k m																																																																																												
	①-③	k m																																																																																												
	②-③	k m																																																																																												
<p>※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し） ※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること ※工事現場の相互の距離は直線距離とする。</p>																																																																																														

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行						
<p>共通仕様書第1編1-1-65関係</p> <div data-bbox="219 276 875 1157" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: right;">(別紙1)</p><p style="text-align: center;">工事開始日通知書 (余裕期間適用工事)</p><p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p><p>契約担当者 住 所 職・氏名 様</p><p>請負者 住 所 称号又は名称 代表者職・氏名 ㊟</p><p>次の工事について、工事開始日を定めまして通知します。</p><table border="1" data-bbox="219 863 875 1043"><tr><td style="width: 10%;">工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 事 開 始 日</td><td></td></tr></table><p>※1 本通知書は、契約書案の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して7日以内）に提出すること。 ※2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。</p></div>	工 事 名		工 事 場 所		工 事 開 始 日		
工 事 名							
工 事 場 所							
工 事 開 始 日							

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																																																																													
<p>契約書第3条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第1-2号様式（標準書式第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年月日：</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">請負代金内訳書</p> <p>工事名 契約年月日 工期</p> <p style="text-align: right;">迄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">費目</th> <th style="width: 8%;">工種</th> <th style="width: 8%;">種別</th> <th style="width: 8%;">細別</th> <th style="width: 8%;">規格</th> <th style="width: 8%;">単位</th> <th style="width: 8%;">員数</th> <th style="width: 8%;">単価</th> <th style="width: 8%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。</p> </div> <td style="vertical-align: top;"> </td>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																																																																																																																																																																					
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																																																																																																																																																																						

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																																																																				
<p>契約書第3条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p align="right">年月日：</p> <p>（発注者） 殿</p> <p align="center">（受注者）</p> <p align="center">請負代金内訳書</p> <p>工事名 契約年月日 工期</p> <p align="right">迄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>員数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円）</p> </div>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																																																																																																																																																												
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																																																																																																																																																													

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行												
<p data-bbox="152 229 385 252">共通仕様書第1編1-1-51関係</p> <p data-bbox="416 331 748 354">建設業退職金共済制度の掛金収納書</p> <p data-bbox="609 395 676 418">年月日：</p> <p data-bbox="246 434 331 456">契約担当者</p> <p data-bbox="506 450 528 472">殿</p> <p data-bbox="604 545 672 568">(受注者)</p> <p data-bbox="448 600 716 622">建設業退職金共済組合証紙購入報告</p> <p data-bbox="246 644 788 667">下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。</p> <table border="1" data-bbox="246 689 945 804"><tr><td data-bbox="246 689 331 727">工事名</td><td data-bbox="331 689 595 727">○○○○○○○○○○○○○○○○ ○工事</td><td data-bbox="595 689 680 727">工 期</td><td data-bbox="680 689 945 727"></td></tr><tr><td data-bbox="246 727 331 766">契約年月日</td><td data-bbox="331 727 595 766">令和○年○月○日</td><td data-bbox="595 727 680 766">契約金額</td><td data-bbox="680 727 945 766"></td></tr><tr><td data-bbox="246 766 421 804">共済証紙購入金額</td><td colspan="3" data-bbox="421 766 945 804">¥</td></tr></table> <p data-bbox="434 820 743 842">掛金収納書を貼る（契約者から発注者用）</p> <p data-bbox="232 1347 654 1385">(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、 大手事業主に雇われる場合は青色</p>	工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○工事	工 期		契約年月日	令和○年○月○日	契約金額		共済証紙購入金額	¥			
工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○工事	工 期											
契約年月日	令和○年○月○日	契約金額											
共済証紙購入金額	¥												

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="143 229 293 248">契約書第35条関係</p> <div data-bbox="215 274 920 1420"><p data-bbox="629 312 689 331">年月日：</p><p data-bbox="367 370 674 397">請求書（ ）</p><p data-bbox="235 440 315 459">契約担当者</p><p data-bbox="439 459 456 475">殿</p><p data-bbox="533 491 647 509">請負者（住所）</p><p data-bbox="604 544 855 561">（氏名） 印</p><p data-bbox="235 580 416 598">下記のとおり請求します。</p><p data-bbox="271 616 808 633">請求金額 ￥ _____</p><p data-bbox="235 668 680 686">ただし、次の工事の（ ）として</p><p data-bbox="235 703 645 721">契約金額 ￥ _____</p><p data-bbox="235 738 645 756">領収済金額 ￥ _____</p><p data-bbox="235 774 645 791">今回請求金額 ￥ _____</p><p data-bbox="235 809 645 826">未請求金額 ￥ _____</p><p data-bbox="235 844 703 861">工事名（ ）</p><p data-bbox="235 879 703 896">工事場所（ ）</p><p data-bbox="235 914 703 932">契約日（ ）</p><p data-bbox="235 949 703 967">完成日（ ）</p><p data-bbox="235 984 575 1002">支払方法（ 現金払・口座振替払 ）</p><p data-bbox="235 1019 855 1037">振込希望金融機関名（ <input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 金庫 店）</p><p data-bbox="235 1054 703 1072">預金の種別（ ）</p><p data-bbox="235 1090 703 1107">口座番号（ ）</p><p data-bbox="235 1125 703 1142">口座名義（ ）</p><p data-bbox="235 1160 703 1177">フリガナ（ ）</p><p data-bbox="235 1195 779 1212">振込指定コード番号（ ）</p><p data-bbox="235 1230 779 1248">隔地払金融機関名（ ）</p><p data-bbox="253 1284 792 1396">(注)1. ()には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。 2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。 3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。</p></div>	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																																																																										
<p>共通仕様書第1編1-1-61関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書</p> <p style="text-align: right;">工 事 名 : _____</p> <p style="text-align: right;">請負業者名 : _____</p> <p>下請工事における管内建設業者等の不活用理由</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下請階層</th> <th rowspan="2">建設業者名</th> <th rowspan="2">住所 (県・市町村名)</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">下請工事 概 要</th> <th colspan="2">不活用理由</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>具体的理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>共通仕様書第1編1-1-62関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">県産資材等不使用状況報告書</p> <p style="text-align: right;">工 事 名 : _____</p> <p style="text-align: right;">請負業者名 : _____</p> <p>指定資材における県産資材等不使用理由</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">予定 数量</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>製造工場名</th> <th>理由番号</th> <th colspan="2">調達業者名（本店名）</th> <th rowspan="2">県内 本店</th> <th rowspan="2">不使用理由</th> </tr> <tr> <th>所 在 地</th> <th>根拠資料</th> <th colspan="2">支店名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div>	下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由		番号	具体的理由																																																																材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）		県内 本店	不使用理由	所 在 地	根拠資料	支店名																																																																																																						
下請階層						建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由																																																																																																																																																																																	
	番号	具体的理由																																																																																																																																																																																									
材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）		県内 本店	不使用理由																																																																																																																																																																																		
				所 在 地	根拠資料	支店名																																																																																																																																																																																					

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																						
<p>共通仕様書第1編1-1-26関係</p> <p style="text-align: center;">段階確認書</p> <p style="text-align: center;">施工予定表</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>土木工事共通仕様書第3編1-1-4-6に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。</p> <p>請負者： _____ 工事名： _____ 現場代理人： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">細別</th> <th style="width: 15%;">確認時期</th> <th style="width: 15%;">施工予定時期</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通知書</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。</p> <p>(総括) 監督員： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認種別</th> <th style="width: 15%;">確認細別</th> <th style="width: 15%;">確認項目</th> <th style="width: 15%;">確認予定日</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">確認書</p> <p>上記種別について、段階確認を実施し確認しました。</p> <p>(総括) 監督員： _____</p>	種別	細別	確認時期	施工予定時期	備考																															確認種別	確認細別	確認項目	確認予定日	備考																															Empty space for the current version of the document
種別	細別	確認時期	施工予定時期	備考																																																																			
確認種別	確認細別	確認項目	確認予定日	備考																																																																			

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行												
<p>契約書第35条関係</p> <div data-bbox="219 276 981 1214" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>別紙様式第1号</p><p style="text-align: right;">年月日：</p><p>契約担当者 殿</p><p style="text-align: right;">(請負者) 印</p><p style="text-align: center;">認 定 請 求 書</p><p>工事請負契約書第35条の2の4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。</p><p style="text-align: center;">記</p><p>契 約 日</p><p>工 事 名</p><p>工 期 自</p><p style="padding-left: 100px;">至</p><p>工 事 場 所</p><p>請 負 代 金 額 ¥</p></div> <p>(注) 国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。</p> <p>【記載例】</p> <table data-bbox="403 1292 828 1364"><tr><td>(出来高予定額)</td><td>令和〇〇年度</td><td>¥</td><td>△△△</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">}</td><td></td><td style="text-align: center;">}</td></tr><tr><td></td><td>令和□□年度</td><td>¥</td><td>×××</td></tr></table>	(出来高予定額)	令和〇〇年度	¥	△△△		}		}		令和□□年度	¥	×××	
(出来高予定額)	令和〇〇年度	¥	△△△										
	}		}										
	令和□□年度	¥	×××										

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

<div style="text-align: center; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">改正後</div> <p>契約書第39条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p align="center">年月日：</p> <p align="center">契約担当者</p> <p align="center">殿</p> <p align="center">(請負者)</p> <p align="center" style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">指 定 部 分 引 渡 書</p> <p align="center" style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">工 事 名</td> <td>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指 定 部 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全 体 工 期</td> <td align="center">自 至</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定部分に係る工期</td> <td align="center">自 至</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">請 負 代 金 額</td> <td align="center">¥</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定部分に係る請負代金額</td> <td align="center">¥</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定部分に係る検査年月日</td> <td></td> </tr> </table> </div>	工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事	指 定 部 分		全 体 工 期	自 至	指定部分に係る工期	自 至	請 負 代 金 額	¥	指定部分に係る請負代金額	¥	指定部分に係る検査年月日		<div style="text-align: center; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">現行</div>
工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事														
指 定 部 分															
全 体 工 期	自 至														
指定部分に係る工期	自 至														
請 負 代 金 額	¥														
指定部分に係る請負代金額	¥														
指定部分に係る検査年月日															

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行					
<p data-bbox="145 231 302 252">契約書第38条関係</p> <div data-bbox="219 276 952 1045" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p data-bbox="219 279 302 300">様式-19</p><p data-bbox="683 319 739 339">年月日:</p><p data-bbox="268 379 526 419">契約担当者 殿</p><p data-bbox="571 518 929 539">(請負者) 印</p><p data-bbox="358 587 806 614">請負工事既済部分検査請求書</p><p data-bbox="268 670 705 691">工事請負契約書第38条の2により既済部分検査を請求します。</p><p data-bbox="571 730 593 751">記</p><table border="1" data-bbox="268 770 900 906"><tr><td data-bbox="268 770 499 813">工 事 名</td><td data-bbox="499 770 900 813"></td></tr><tr><td data-bbox="268 813 499 857" rowspan="2">工 期</td><td data-bbox="499 813 900 857">自</td></tr><tr><td data-bbox="499 857 900 906">至</td></tr></table></div>	工 事 名		工 期	自	至	
工 事 名						
工 期	自					
	至					

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>契約書第38条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">(部分払の場合)</p> <p style="text-align: center;">請 求 内 訳 書</p> <p>1. 請負代金額 (A) ￥ _____</p> <p>2. 前払金額 (B) ￥ _____</p> <p>3. 出来高金額 (C) ￥ _____</p> <p>4. 前回までの出来高金額 (D) ￥ _____</p> <p>5. 今回の出来高金額 (E=C-D) ￥ _____</p> <p>6. 請求し得る金額 (E×(9/10-B/A)) ￥ _____ B/A= _____ % ≒ _____ %</p> <p>7. 今回請求する金額 ￥ _____</p> <hr/> <p>(注) 1. (6) 欄の末尾にはB/Aの割合を記入すること。ただし、B/Aの率は1%未満は切上げる。 2. 工事請負契約書第38条第6項及び第7項により算出</p> </div>	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																											
<p>契約書第42条関係</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(国債部分払の場合)</div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">請 求 内 訳 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負代金相当額 A</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今回請求する年度までの各年度の出来高と出来高予定額の総額 B</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A×9/10 C</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前回までの受領済額 (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) D</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前会計年度までの出来高予定額+出来高超過 E</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td>前会計年度までの出来高予定額 ¥ 出来高超過 ¥</td> </tr> <tr> <td>当該会計年度前払金額/ 当該会計年度の出来高予定額 F</td> <td></td> <td style="text-align: center;">% ⇄ %</td> </tr> <tr> <td>請求し得る金額 C-D-(A-E)×F G</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今回請求する金額</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A≧Bの場合は、C～Gまでは記入しない。 2. C欄の金額は、円以下銭まで算出すること。 3. F欄の率は、小数点以下は切り上げること。 4. 工事請負契約書第42条第2項 (a) により算出する。 5. 工事請負契約書第42条第2項 (b) を採用した場合 (中間前払金) は、次のとおり読み替えるものとする。 イ D欄については「前会計年度までの受領金額」とする。 ロ E欄については「前会計年度までの出来高予定額」とする。 ハ F欄については「$\frac{\text{当該会計年度の前払金} + \text{当該会計年度の中間前払金}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$」 6. 請負代金相当額は出来高金額 (工事請負契約書第38条第2項に基づく既済部分検査後の協議済額) とする。</p>	区 分	金 額	備 考	請負代金相当額 A	¥		今回請求する年度までの各年度の出来高と出来高予定額の総額 B	¥		A×9/10 C	¥		前回までの受領済額 (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) D	¥		前会計年度までの出来高予定額+出来高超過 E	¥	前会計年度までの出来高予定額 ¥ 出来高超過 ¥	当該会計年度前払金額/ 当該会計年度の出来高予定額 F		% ⇄ %	請求し得る金額 C-D-(A-E)×F G	¥		今回請求する金額	¥		
区 分	金 額	備 考																										
請負代金相当額 A	¥																											
今回請求する年度までの各年度の出来高と出来高予定額の総額 B	¥																											
A×9/10 C	¥																											
前回までの受領済額 (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) D	¥																											
前会計年度までの出来高予定額+出来高超過 E	¥	前会計年度までの出来高予定額 ¥ 出来高超過 ¥																										
当該会計年度前払金額/ 当該会計年度の出来高予定額 F		% ⇄ %																										
請求し得る金額 C-D-(A-E)×F G	¥																											
今回請求する金額	¥																											

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行										
<p>契約書第22条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年月日：</p> <p>契約担当者 殿</p> <p style="text-align: right;">(請負者名) 印</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">工 期 延 期 届</p> <p style="text-align: center;">工事請負契約書第22条1項による工期の延長を下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 約 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td style="text-align: center;">自 至</td> </tr> <tr> <td>延 長 工 期</td> <td style="text-align: center;">自 至</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要により下記書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入） b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。 c 写真、図面等 2 理由は詳細に記入すること。 	工 事 名		契 約 月 日		工 期	自 至	延 長 工 期	自 至	理 由		
工 事 名											
契 約 月 日											
工 期	自 至										
延 長 工 期	自 至										
理 由											

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行		
<p>契約書第32条関係</p> <div data-bbox="219 276 954 1249"><p>【参考様式】</p><p>年月日：</p><p>監督職員（官職氏名） 殿</p><p>（現場代理人氏名） 印</p><p>年 月 日 の（ ） 検査において、修補指示 されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。</p><p>修補完了報告書</p><table border="1"><tr><td data-bbox="219 703 342 746">工事名</td><td></td></tr></table><p>検査職員の修補指示箇所及び修補内容</p><p>（注）本文（ ）内には検査種類を記入する。</p></div>	工事名		
工事名			

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>契約書第32条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p>支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）</p><p style="text-align: center;">殿</p><p style="text-align: center;">（受注者）</p><p style="text-align: center; margin-top: 20px;">修 補 完 了 届</p><p>年 月 日の（ ）検査において、指示されました</p><p>修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。</p><p style="text-align: center;">記</p><p>工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事</p><p>契 約 額</p><p>工 事 場 所</p><p>契 約 年 月 日</p><p>期 限 年 月 日</p><p>完 了 年 月 日</p><p>修補、改造箇所及び補修内容</p><hr style="border-top: 1px dashed black;"/><p>（注）本文（ ）内には検査種類を記入する。</p></div>	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>契約書第34条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>様式-22</p> <p style="text-align: center;">年月日：</p> <p>受信者：「契約担当者」又は「請負者名」 殿</p> <p style="text-align: right;">発信者：「契約担当者」又は「請負者名」 印</p> <p style="text-align: center;">工事の部分使用について</p> <p>標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条に基づき（協議・承諾）する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用目的 2. 使用部分 3. 使用期間 自 至 4. 使用者 5. その他 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。 2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「契約担当者」として、発注者が作成する。 3. 承諾の場合は、受信者を「契約担当者」、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。 4. その他には、工事名、工事場所及びその必要な事項を記載すること。</p> </div>	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																													
<p>契約書第15条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>契約担当者</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住所 氏名 現場代理人</p> <p>工事名</p> <p>令和 年 月 日契約締結した上記の工事用として下記のとおり支給材料（又は貸与品）の引渡しを受けたので工事請負契約書第15条第3項の規定に基づき受領（又は借用）書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">数量</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>今回</th> <th>前回まで</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分</td> </tr> </tbody> </table> </div>	品名	規格	単位	数量			備考	今回	前回まで	計							自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分							自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分							自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分							自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分							自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分	
品名				規格	単位	数量			備考																																					
	今回	前回まで	計																																											
						自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分																																								
						自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分																																								
						自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分																																								
						自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分																																								
						自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 間 受 領 分																																								

○ 農業土木工事共通仕様書（令和5年2月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																													
<p>契約書第15条関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">支給材料（又は貸与品）返還書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>契約担当者</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名 現場代理人</p> <p>工事名</p> <p>令和 年 月 日契約締結した上記の工食用支給材料（又は貸与品）について工事請負契約書第15条第9項の規定に基づき下記のとおり使用残を返還します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="3">数量</th> </tr> <tr> <th>受</th> <th>払</th> <th>残</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div>	品名	規格	単位	数量	数量			受	払	残																																				
品名					規格	単位	数量	数量																																						
	受	払	残																																											

